

天明二年「三春行楽記」前後 (五)

—土山宗次郎と朝田伴七を中心に—

藤村潤一郎

一 一五 (創価大学人文論集七号)

六 一九 (同右九号)

一〇 一八〇 (同右一〇号)

一八 一八〇 (同右一一号)

一九 老中田沼主殿頭意次

イ 遠江国榛原郡相良

(380) 田沼意次は六百石の旗本から五万七〇〇〇石の大名になった人物である。その所領は「寛政譜」によると第一四表の通りである。宝暦八年九月三日に一万石になり、遠江国相良に陣屋を置いている。同日付で評定所の式日に連席するが、「御触書」では同八年九月付である。評定所で西城若年寄本多忠央は同年一〇月二五日に美濃国郡上藩金森兵部頼錦所領

第14表 田沼意次所領表

年 月 日	相続加減石高	場 所	合計石高
享保20年3月4日	600 ^石	相模国高座, 大住郡	600 ^石
寛延元年閏10月朔日	1400	上総国武射, 下総国匝瑳, 香取郡	2000
宝暦5年9月19日	3000	下総国香取, 相模国大住, 愛甲, 足柄郡	5000
同8年9月3日	5000	遠江国榛原郡 (旧領を改 め遠江, 相模, 下総三国 の内)	10000
同12年2月15日	5000	遠江国榛原, 城東郡	15000
明和4年7月朔日	5000	遠江国榛原, 城東郡 (相 良に居城)	20000
同6年8月18日	5000	遠江国榛原, 城東郡	25000
安永元年正月15日	5000	三河国額田, 宝飯, 渥美 郡 (他に遠江国の内5000 石を三河に移す)	30000
同6年4月21日	7000	遠江国榛原, 駿河国志太, 益津郡	37000
天明元年7月15日	10000	和泉国日根郡	47000
同5年正月29日	10000	河内国河内, 若江, 三河国 宝飯, 遠江国榛原, 城東郡	57000
同6年閏10月5日	-20000	和泉, 河内, 三河, 遠江国等	37000
同7年10月2日	-27000	駿河, 遠江, 三河国	10000
同年月日(意明)	-10000	相良城の地公収	
	10000	陸奥国信夫, 越後国頸城郡	10000

百姓等訴の取扱について、「重職に似合ず曲事なりとて所領を没収せられ、松平越後守長孝にながくめしあづけられる」とある。従って田沼は評定所で関係した本多忠央の跡に入った事になる。「御触書」では同八寅年十一月付で御側衆田沼主殿頭に、遠江国相良に領知を下されている。こちらの方が正しいだろう。

なお「御触書」では、田沼の弟意識には同九卯年二月に刑部卿殿用人田沼市左衛門は新規五百石、刑部卿殿家老になる(96)とある。

明和四年に田沼は相良に居城を築く事になった。これ迄の相良藩主は本多家三代、板倉家、本多忠央である。

最初の本多忠晴は「寛政譜」によると寛文四年遺領継、一万石、陸奥国浅川、従五位下弾正少弼、天和元年領知改、三河国伊保、元禄五年大番頭、同一五年奏者番、寺社奉行兼役、宝永二年五〇〇〇石加増、同七年領知改、遠江国相良、正徳三年両職を辞、同五年卒、相良宝泉寺に葬る。次は忠通(98)—忠如で、忠如は延享三年領知改、陸奥国泉である。

次の(96)板倉勝清は「寛政譜」によると、享保二年遺領継、一万五〇〇〇石、陸奥国泉、同五年従五位下伊予守、同一四年大番頭、同一七年奏者番、同二〇年寺社奉行兼役、ついで若年寄、佐渡守、延享三年領知改、遠江国榛原、周知郡、居所相良、同四年勝手掛、寛延元年城主、加増五〇〇〇石、同二年領知改、上野国安中城、宝曆一〇年御側用人、従五位下、明和四年西城老職、本城に候せし時は政務を議す、一万石加増、明和六年老職、同九年卒である。

最後の(97)本多忠央は「寛政譜」によると、正徳元年遺領継、一万石、三河国挙母、同七年従五位下兵庫頭、寛保二年大番頭、延享二年職を辞し、寛延二年領知改、遠江国相良、奏者番、寺社奉行兼役、長門守、宝暦八年西城若年寄、ついで職を奪われ出仕止め、仮に内藤紀伊守信興に預けられ、更に同年一〇月二五日所領没収、松平越後守長孝に預けられ、明和五年赦免である。

従って本多忠晴、板倉勝清、本多忠央の三者は大番頭、奏者番、寺社奉行兼役であるから、若し順調に進めば老中である。相良は譜代大名にとって有望な居所だろう。

相良の地理的位置についてみる。「明治年間府県別統計書集成（マイクロフィルム版）」の「交通―街道の里程」による「橋大学経済研究所統計係『明治年間の府県別『交通―街道ノ里程表』』（統計調査―No. 3、昭和五九年二月）にあるA七七―七九の明治二三年調、静岡県『街道ノ里程』で相良が関係しているのは次の二街道である。

信州街道 榛原郡相良町―城東郡横地村―佐野郡掛川町―周智郡森町―同郡三倉村―同郡犬居村―豊田郡三香村―周智郡奥山村―同郡長野界

横須賀相良街道 志太郡藤枝町―同郡大洲村―榛原郡川崎町―同郡相良町―城東郡千浜村―同郡大須賀村―豊田郡中泉町

他の街道として東海道、甲州、甲州本栖越、甲州籠坂越、足柄、姫、下田、熱海がある。

信州街道の道幅は一問二―三尺であるが、三倉―犬居は一問五尺である。荷車通行は相良―犬居は可能、犬居―三香間四里三三町四八間の内では三〇町四一間のみ可能、三香―長野県界は不可能、なお県界では長野県側道路と接続している。

横須賀相良街道は道幅一問二―三尺で全部荷車通行可能である。藤枝と中泉で東海道に接続しているから一種の海岸沿いバイパスである。東海道の道幅は三問二―三尺、山名郡山町―磐田郡見付町は三問五尺である。

従って相良は陸上交通の要衝である。相良横須賀街道の駿河湾側については、文久元年酉四月付、須々木村御役人宛、比木村、上・下朝比奈村各小頭惣代、杉ノ谷他一―カ村組頭、庄屋、奥書徳村庄屋、園村組頭、相良町郷宿「入置申一札之事」⁽⁷³⁾に前記一五カ村が、相良への牛馬往還は須々木村浜辺通りの波打際を通行するが、近年風波が荒く、時に牛馬が驚いて鞍返しになり収納米の津出しに差支える。また炎暑の際に浜辺は焼砂になり牛馬は踏立て兼ねるし、死亡する事もあるとしている。道路は波打ち際の砂地である。相良御役所の許可を得て波津村迄岡道通行に交更している。

また大正四年刊「静岡県小笠郡誌」⁽⁷⁴⁾は横須賀相良街道に当る横須賀街道について「本道路は郡下南部を横断する要路に

当れるも、横須賀以東は幅員狹隘且屈曲甚しき為め車馬の通行自在ならず」とし、荷車通行の実態は余り良好でない。御前崎以西の道路状態を示している。

また大正五年刊「静岡県榛原郡誌」⁽⁷⁶⁾は「南部地方の主動脈とも見るべきは、実に横須賀街道にして、(中略)、田沼氏相良を領せるより、相良以東に田沼街道の称あり、車馬の往来最も頻繁の道路とす」とある。田沼街道の範圍を示している。この田沼街道について年不明、宛、差出人共不明「御尋ニ付乍恐以書付奉申上候」⁽⁷⁶⁾は次の通り記している。

駿州藤枝宿々遠州相良江通候道之儀者、往古遠州初倉村辺々大井川下瀬二而、色尾越与申渡之道筋有之由申伝、其後茂近村百姓共自由道二而御座候処、

として田沼以前からの道である。ついで安永九年四月三日老中田沼意次が初めて御城中には、往路は大井川往還通本通で渡川し、金谷宿道から入ったが、帰路は「大日村前二而御渡川、田沼海道より帰府」とあるから金谷―島田以外の渡川であり、人馬継立、川越等は両宿共に無関係である。ついで

何れ相良御在城二候者藤枝宿々之順路二付、御家中方者右道筋御通行被成、追々御威光二而相發ケ、田沼海道共、相良海道共申伝候哉二奉存候、耽与取定候儀者一向無御座候、且又以前々外往来、右之通行致候儀者猶更承不及候

としている。道路が改良され家中は通行しているが一般は通行していない。例外として天明五年四月四日に大井川川留、同八日御状箱越の際に大老井伊掃部頭直幸と若殿井伊玄蕃頭直富が「下川二而御渡川、田沼海道御通行」したが人馬、川越人足共に島田宿からは出してない。他にはないとしている。

これについては天保十一年一月以降、明治一八年一月写「遠江国榛原郡相良開闢之基」⁽⁷⁷⁾は前記安永九年の御城入について「下瀬通り藤枝マテ公儀ヨリ相良海辺ニ被仰出候」とあるから、將軍の許可を得ていた事になる。天明五年の井伊については井伊玄蕃頭のみで日坂宿から水呑通り、柏原へ出て下瀬通り越立としている。

また「三奉行伺附札」⁽⁷⁸⁾ 下、六三 大井川下之瀬を越え、相良道へ通行不苦哉之事は、天明元丑年七月八日に伊勢国龜

山藩主石川日向守総博家来高木衛守から勘定奉行安藤弾正少弼宛に東海道往来の際に人数の多少によらず大井川下瀬越し、相良道通行は可能かとの伺である。これに対する八月三日付、御附札は大井川下流の高札に「旅人如何様頼といふ共、御法度之脇道へ廻す間敷旨有之、本道之外旅行難成事二候、尤川下二小山渡往来二而、東海道旅人は又渡越しハ難相成事二御座候」として相良道通行を禁止している。

信州街道について「静岡県小笠郡誌」は、「其間青田嶺あり、従前嶺上を越え頗る険坂たり」とし、大正六年刊「静岡県周智郡誌」は郡南部では森町、山梨町が日用品供給、産物集散地とし、「明治七八年頃迄は各地とも道路開けず、南部地方にありて森山梨間の如き交通繁き処に在りても其の道路三尺乃至四尺幅にして僅かに人馬を通ずるに過ぎず、加之橋梁なくして只一枚の板を置きて人の通行に供し、馬の如きは河を渉らしめ、少しく雨降れば直に板を徹して流失の患を除くを以て、人馬の通行は直に杜絶」「明治七八年頃に至り道路開け荷車用ゐらるゝに至り年々其の數を増し、同十五年頃より森以南にありては全部荷車を用ふるに至れり」としている。この事情は恐らく相良付近でも同様ではあるまいか。

従つて明治二三年調「街道ノ里程」は明治初年の道路改良による荷車のモーターゼイションの姿である。当然近世の道路はこれ以下の状態だろう。

水上交通については相良は萩間川の河口の湊である。寛延四年辛未春、醉雅子題、天保七丙申年五月新版「増補海陸行程細見記」には、朝鮮国釜山浦から蝦夷松前迄の海陸交通図がある。図の末尾に「御大名方御知行高天保七申年正月改正也」とあるから、図自体は寛延期のものだろう。その内の鳥羽から下田迄の海上沿岸航路の寄港地は、鳥羽—五十子サキ—大山—掛須賀—横須賀—相良—ラ厩崎—小浦—下田となっている。この内で伊良湖岬、大山、御前崎は目標だろう。明和七庚寅歳孟夏叙、寛政八歳丙辰増補、高田政慶編述「改正新版増補日本汐路之記」の「大坂江戶着東海廻り之記」には志州鳥羽について次の記事がある。(ルビを略し、読点を付した)。

上々の大湊也、此湊ハ豆州下田迄七十五里の渡り、諸国第一の大灘なり、遠江灘と云地方は山斗にて汐のくるひ有、

諸廻船此湊にて順風をまつ、別而遠州御前崎を豆州子浦迄大入海有、此口の涉り廿里の難所也、若日和あしければ此入海の内地方に乗る是を駿河内と云、甚だ大廻り也、右廻る所々の順ハ次へ書く

廻船は鳥羽から下田迄七十五里の遠州灘を直交するが、駿河湾が特に難所で悪天候の際は湾岸を廻るが大廻りになる。この時期には当然相良は直交コース外である。

直交しない場合の目標・寄港地は、（金也）同国伊良古崎—遠州大山—掛須賀—横須賀で、「横須賀を相良へ八里有、此沖を富士山見ゆる、是より〇御前崎へ四里半、御厩前とも書く、出鼻に磯三所有、此所難所也、四足の類其外けがれたる物を積ながら通るべからず、此所より豆州子浦まで二十里の涉り、順風なればすぐ通りなり、若風さかるふ時ハ越しがたきゆへ、大入海の内へ入、駿河内の地方を廻るなり」とある。御前崎が難所である。相良の次に御前崎となっているが事實は逆である。ここでは相良は掛須賀、横須賀と併記されている。

みづのえとらの今としの夏（天保一三年）、美啓述「改正日本船路細見記」の「東海船路道中記」には、大山が三州となっている。コースは「増補海陸行程細見記」と同様であるが、相良の地名はない。

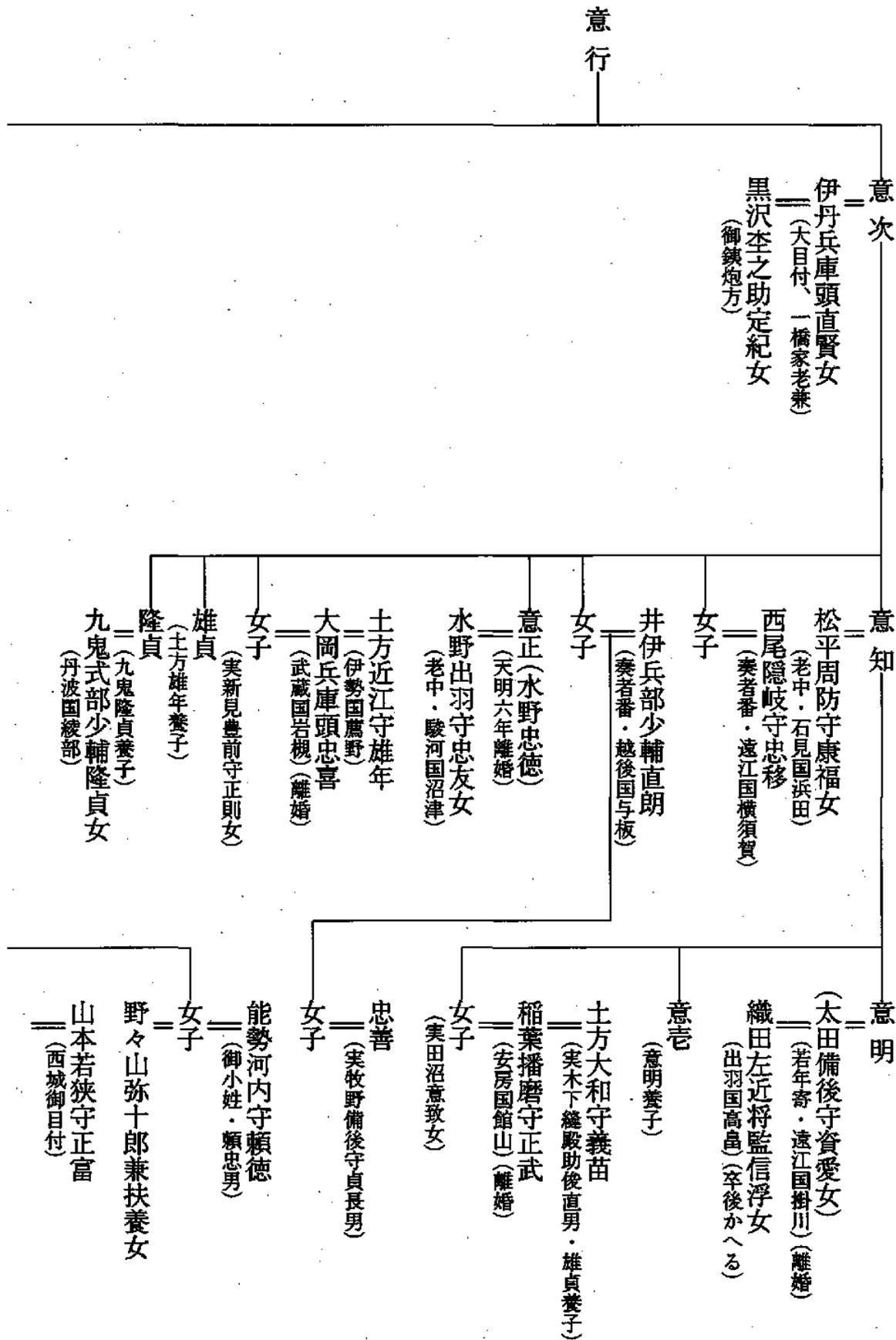
湊の状態については、未（寛政一二年）七月付、相良御役所宛、相良町名主、福岡町名主「中泉村名主新右衛門相良湊之様子相尋候ニ付演説之次第」（四）によると、相良町、福岡町に船持一七人、廻船五百石以上六艘、同以下二〇艘で、他国他所船の入湊による賑いはなく、江戸往還途中に日和待ちに入湊する事もない。荷物積立は沖積である。

文政六年に遠州入りした一橋家代官小島源一の乙酉（文政八年）八月二八日、藤彝公倫識「薰園涉筆」（三）には、遠州には川崎、相良、新井、福田、桂須賀（三）の五港があるが、実体は港ではない。「官船貢運所発」のため港名がついているとし、相良の船匠は優秀で遠近の各地から注文があると述べている。

口 田沼家

田沼意次を巡る縁戚関係について田沼家略系図は第七図の通りである。ここでは陸邦彦氏の業績を参照した事を銘記し

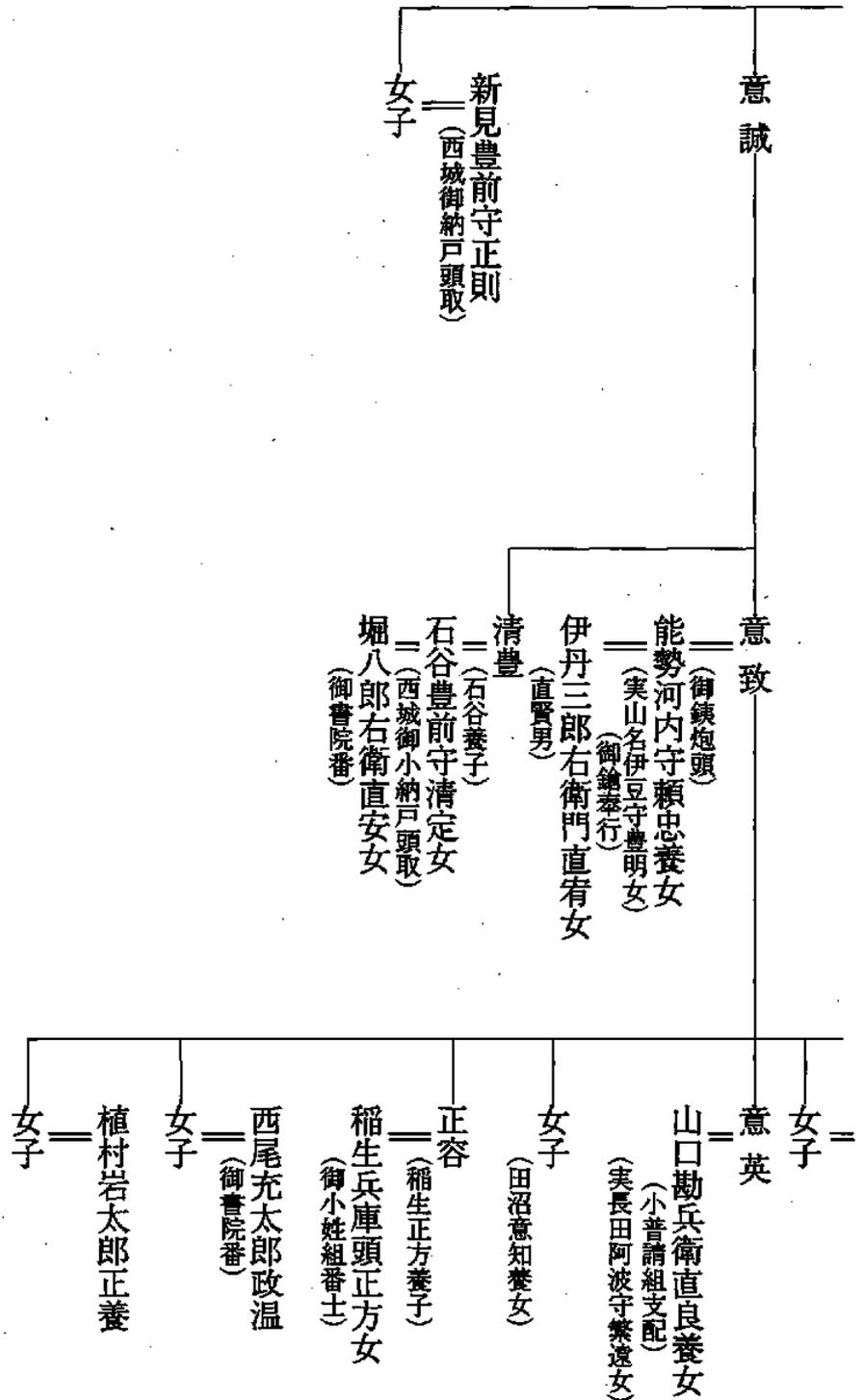
第七圖 田沼家略系圖



ておく。⁽⁷¹⁹⁾

田沼意次の室は伊丹兵庫頭直賢女、継室は黒沢空之助定紀女である。

伊丹直賢は「寛政譜」によると紀伊家で家重御伽、享保元年御家人、廩米三〇〇俵、御小性、御小納戸、布衣、延享二年西城、同三年刑部卿宗尹（一橋）附属用人上席、二〇〇石加増、廩米改計五〇〇石、家老、従五位下兵庫頭、寛延二年五〇〇石加増、大目付、一橋兼役、宝暦七年御留守居、明和三年死である。



直賢の子直宥は「寛政譜」によると寛保三年有徳院殿拝謁、延享四年西城御小納戸、布衣、宝暦元年寄合、翌二年死であり、女子が田沼意致妻である。

意次の継室父、黒沢李之助定紀は「寛政譜」によると宝永四年遺跡、五九〇石余、寄合、享保三年御鑲炮方、同六年布衣、寛保三年死であり、継室の兄である某は「寛政譜」によると寛保三年遺跡、延享元年有徳院殿拝謁、寛延三年に本多作之丞某処士大橋左内の件で追放になっている。

意次の子⁽⁵⁰⁸⁾田沼意知は「寛政譜」によると寛延二年生、明和元年浚明院殿拝謁、同四年従五位下大和守、天明元年播磨守、奏者番、翌二年山城守、若年寄、廩米五〇〇〇俵、奥の事、同四年佐野善左衛門の刃で卒であり、室は老中⁽³⁸⁵⁾松平周防守康福女である。

意次の弟⁽⁵⁰⁹⁾田沼意誠は「寛政譜」によると享保一七年小五郎（一橋宗尹）小性、元文元年廩米二〇〇俵、一橋館附属、小十人頭目付役、用人、寛延三年布衣、番頭、御用人、宝暦九年召し帰され采地五〇〇石、一橋家老、従五位下能登守、明和七年三〇〇石加増、安永二年卒である。

意誠の子⁽⁵¹⁰⁾田沼意致は「寛政譜」によると宝暦八年惇信院殿拝謁、同一二年御小性組番士、同一三年御小納戸、家基附属、布衣、安永三年遺跡、翌四年西城御目付、同七年一橋家老、従五位下能登守、天明元年御小性組番頭格、西城、翌二年西城御側、一二〇〇石加増、同六年本城、同七年職を辞し菊間広縁、寛政六年大番頭、同八年死で、妻は能勢河内守頼忠女、後妻は伊丹三郎右衛門直宥女である。

岳父の能勢河内守頼忠は「寛政譜」によると元紀伊家で、享保二年遺跡、三〇〇石、同四年惇信院殿附属御小性、二の丸勤仕、同九年従五位下河内守、西城、同一一年本城、寛保元年御小納戸、御鷹匠支配、三〇〇石加増、延享二年西城、本城兼役、宝暦元年御鷹匠支配、格を御使番に準、明和七年御先鑲炮頭、安永三年死である。妻養女は実山名伊豆守豊明女で、山名は「寛政譜」によると二〇〇石である。

頼忠孫の能勢頼徳は「寛政譜」によると安永三年没明院殿拜謁、翌四年祖父遺跡、六〇〇石、小普請、同六年御小納戸、西城、布衣、同八年寄合、天明元年御小納戸、西城、同六年本城、寛政五年御小性、翌六年従五位下因幡守で、妻は田沼意致女、後妻は野々山弥十郎兼扶養女である。

田沼意致と能勢家とは密接な関係にある。田沼家と伊丹家の関係は一橋と田沼の関係強化に役立っている。

意次の義弟、新見豊前守正則は「寛政譜」によると寛保二年有徳院殿拜謁、延享元年遺跡、七〇〇石、小普請、翌二年御小性組番士、同四年御小納戸、布衣、宝暦十一年寄合、御小納戸、翌一二年西城、明和六年西城御小納戸頭取、従五位下讃岐守、安永八年職を許され、天明元年御小納戸、西城御小納戸頭取、同五年御先弓頭、翌六年死であり、姉は石谷備後守清昌妻である。

⑤1)石谷清昌は「寛政譜」によると元紀伊家で、享保一六年拜謁、同一八年御小納戸、布衣、元文五年御小性、従五位下備後守、延享元年家を継、五〇〇石、同二年西城、宝暦元年寄合、同二年西城小十人頭、同三年西城御目付、同六年佐渡奉行、同九年勘定奉行、同一二年長崎奉行兼役、明和七年兼役を許され、三〇〇石加増、安永四年田安家老兼役、同八年御留守居、天明二年寄合、死で、妻は新見但馬守正言女、後妻は大奥の侍女森野養女である。清昌は宝暦九年一〇月から安永八年四月迄二〇年間、勝手方勘定奉行で、その内で宝暦一二年六月から明和七年六月迄の八年間、長崎奉行兼役の人物である。新見正言は正則の父であるから、田沼意次は妹を通して石谷清昌と縁戚になっている。

天保一二年正月至一四年一二月、川路聖謨著「遊芸園隨筆」⁽⁷²⁾十一に、同一三年五月九日に水野忠邦談として

田沼主殿頭の御事世によろしからず申候得共、余程の豪傑にはをはしけり。(中略)。同時代に石谷備後守を挙用られるに、同人世に勝たるよき奉行にて、今にいたり候迄、佐渡も長崎も御勘定所も、備後守の跡を以よりどころとする事にて、備後守正直の豪傑なるはおしはかれ候事に候。同人をかく迄被遣たるは、其御身にも正直の豪傑の御こゝろありたるなるべし。(下略)。

として石谷清昌の手腕と、使った田沼意次が評価されている。両者は清昌の佐渡奉行時代の寅（宝暦八年）正月付「佐州ノ儀評議仕候趣申上候書付」には、「右評議ノ義ニ付、田沼主殿頭兼而被仰聞候趣も有之候ニ付、左之書付封候而正月六日肝煎春悦ヲ以進達ス」とあり、正月付「佐州ノ儀御勘定奉行与評議仕候書付」の末尾には「寅二月廿四日、相模守殿へ御直ニ上ル、同廿五日、主殿頭殿江封候而春悦を以上ル」とある。相模守は老中堀田相模守である。石谷清昌は田沼意次に接触している事がわかる。

清昌男の石谷清定は「寛政譜」によると宝暦一〇年淳信院殿拜謁、同一二年御小性組、西城、明和三年御小納戸、布衣、安永八年寄合、天明元年御小納戸、西城、同二年遺跡、同六年本城、寛政四年種姫君用人、同六年務を許され、同七年西城御小納戸、同九年従五位下豊前守、同一〇年頭取であり、妻は新見豊前守正則女、後妻は高井兵部少輔綽房養女である。そして前記の通り妻の姉は田沼意次養女となっている。

清定は女子に養子清豊をとっている。石谷清豊は「寛政譜」によると実田沼能登守意誠五男で、天明四年御小納戸、布衣、同五年御小性、同六年御小納戸、寛政三年従五位下周防守、同六年御使番で、妻は清定女、後妻は堀八郎右衛門直安女である。

従って田沼、新見、石谷の三家は密接な関係にある。

意知以外の田沼意次の子女については、意知の次の女子は西尾隠岐守忠移妻である。

(51) 西尾忠移と養子忠善は「寛政譜」によると忠移は延享三年生、明和二年嫡子、同三年浚明院殿拜謁、従五位下山城守、天明二年封襲、遠江国横須賀、三万五〇〇〇石、隠岐守、同四年奏者番で、「室は田沼主殿頭意次女」である。養子忠善は明和五年生、「実は牧野備後守貞長が四男」で、前記の通り(38)牧野貞長は天明四年に老中である。天明二年養子、同四年浚明院殿拜謁、従五位下、右衛門佐、寛政二年右京亮に改めている。これは横須賀相良街道で連絡している城主である。次の女子は井伊兵部少輔直朗妻である。

(513) 井伊直朗は「寛政譜」によると延享四年生、宝暦一〇年嗣、同一一年遺領継、越後国与板、二万石、同一三年浚明院殿拜謁、従五位下兵部少輔、明和七年奏者番、天明元年西城若年寄で、「室は田沼主殿頭意次が女」となっている。大老(384) 井伊掃部頭直幸との関係は、直朗の姉が直幸室、もう一人の姉が直幸養女であり、直朗の子直広は実井伊掃部頭直幸八男である。与板、彦根の両井伊家は密接な関係にあり、共に田沼の政権に参加している。

意次の四男意正は駿河国沼津の(388) 水野出羽守忠友の養子水野忠徳である。「寛政譜」によると宝暦九年生、安永三年養子、同四年浚明院殿拜謁、従五位下中務少輔、天明六年九月五日に帰っている。この養子縁組は田沼と水野の強力な盟友関係を示している。忠徳離婚後は天明六年一二月一八日に岡野肥前守知暁二男が養子水野忠成になっている。

つぎに新見豊前守正則女が養女になり大岡兵庫頭忠喜継室になっている。

大岡忠喜は「寛政譜」によると元文二年生、宝暦三年惇信院殿拜謁、従五位下兵庫頭、同一〇年遺跡、武蔵国岩槻、二万石、奏者番、安永八年職を辞し、天明二年致仕で、「継室は田沼主殿頭意次が養女」とある。しかし土方雄年は「寛政譜」によると「田沼主殿頭意次が養女を娶る」とあるから、大岡は離婚した訳である。

土方雄年は宝暦元年生、同八年遺跡、伊勢国薦野、一万二〇〇〇石、明和四年浚明院殿拜謁、従五位下近江守、安永九年致仕、寛政元年卒である。雄年の養子雄貞は「寛政譜」によると実田沼主殿頭三男である。

土方雄貞は宝暦一三年生、安永八年養子、同九年浚明院殿拜謁、封襲、従五位下丹後守、天明二年卒である。

七男は九鬼隆貞の養子隆禎である。九鬼隆禎は「寛政譜」によると明和二年生、安永八年養子、天明元年遺領継、丹波国綾野、一万九五〇〇石、浚明院殿拜謁、同二年従五位下大隅守、同七年卒である。

意次の孫については、意明は「寛政譜」によると天明四年嫡孫承祖、同七年一〇月二日祖父蟄居の際に家督として陸奥国信夫郡、越後国頸城郡の内で一萬石、相良城公収、出仕止、恩免、寛政三年拜謁、同上止、同上許、従五位下淡路守、同八年大坂城守衛副、卒で、室は織田左近将監信浮女である。織田信浮は「寛政譜」によると出羽国高島、二万石で、

「意明卒してのち家へかへる」とある。つぎに「寛政譜」に出て来ない婚姻がある。森山孝盛「自家年譜」⁽⁷⁴⁵⁾の天明四年三月二五日の条に、佐野善左衛門一件について去る二四日として「備後守殿平川口右直二主殿頭屋敷江被罷越、右之趣被演説候由備後守殿養女主殿頭殿孫婿之契約有之」とある。

また天明四年刊「武鑑」⁽⁷⁴⁶⁾の田沼主殿頭意次の項には「御嫡 田沼龍助、御内室 大田備後守資愛娘」とある。龍助は意明の事である。つぎに天明五年刊、出雲寺和泉掾版「大成武鑑」⁽⁷⁴⁷⁾には矢張り「御嫡田沼龍助、御内室太田備後守資愛娘」である。そして寛政二年刊、須原屋茂兵衛版「寛政武鑑」⁽⁷⁴⁸⁾の「田沼淡路守意明」の御内室は空白である。⁽³⁹⁴⁾太田資愛の「寛政譜」⁽⁷⁴⁹⁾には養女はない。この婚姻は「寛政譜」では抹消されている。

意明の弟意志は「寛政譜」⁽⁷⁵⁰⁾によると寛政八年に意明嗣となり遺領を継いでいる。

意知は意致女子を養女としている。「寛政譜」⁽⁷⁵¹⁾には稲葉播磨守正武に嫁し、離婚して土方大和守義苗室になるとある。稲葉正武は「寛政譜」⁽⁷⁵²⁾によると安房国館山、一万石で、養女についての記事はない。

土方義苗は「寛政譜」⁽⁷⁵³⁾によると実木下縫殿助俊直二男で、天明二年雄貞養子、遺跡、寛政八年拜謁、従五位下大和守である。田沼、土方両家は三代にわたり関係がある。

意致の子については、長女は能勢河内守頼徳に嫁している。能勢頼徳は「寛政譜」⁽⁷⁵⁴⁾によると頼忠の子頼継が死亡したので孫頼徳が継いでいる。御小性。能勢、田沼両家は深い関係である。

二女は山本若狭守正富妻で、山本正富は「寛政譜」⁽⁷⁵⁵⁾によると九〇〇石、西城御目付である。

長男意英は「寛政譜」⁽⁷⁵⁶⁾によると寛政八年遺跡、寄合、妻は小普請組支配、二五〇〇石、山口勘兵衛直良養女⁽⁷⁵⁷⁾である。

四女は前記の田沼意知養女である。

次男は稻生兵庫頭正方養子である。稻生正方は「寛政譜」⁽⁷⁵⁸⁾によると御小性組番士、一五〇〇石である。

六女は西尾充太郎政温妻で、西尾政温は「寛政譜」⁽⁷⁵⁹⁾によると御書院番、一一〇〇石である。

七女は植村岩太郎正養妻で、植村正養は「寛政譜」⁽⁷⁶⁾によると五〇〇石である。

以上の婚姻は元紀伊家臣を中心とした將軍側近とのもの、及び幕閣中枢との婚姻養子、最後に外様小大名とのものである。譜代大名との政略結婚は田沼派の形成、要職確保に役立っている。

この婚姻養子は田沼意次の御役御免で急変する。

「自家年譜」⁽⁷⁶⁾ 天明六年九月五日の条に

一同五日水野出羽守養子中務少輔離縁義絶之披露有之

中務少輔主殿頭次男也、差統而周防守、掃部頭、其外井伊兵部少輔、牧野越中守、太田備後守をはしめ、続有之又者縁物之面々者、離縁義絶、又者兩敬断、通路不致類、諸大名五十三軒、御旗本倍臣迄不殘義絶也、周防守、兵部少輔者互之息女不幸

之処改葬有之、位牌を乗物ニ入送返スト云也、主殿頭屋敷江隱目付ヲ被付候由、其外御三家方々隱目付を披出候事數十人之由とある。ここでは⁽³⁸⁸⁾水野出羽守、⁽³⁸⁵⁾松平周防守、⁽³⁸⁴⁾井伊掃部頭、⁽⁵¹³⁾井伊兵部少輔、⁽³⁸⁷⁾牧野越中守、⁽³⁹⁴⁾太田備後守、諸大名五三軒と旗本、陪臣が手を切っている。松平周防守、井伊兵部少輔は息女の墓を改葬し位牌を送り返しているとしている。

天明丙午(六年) 一二月朔叙、林泰教「星月夜萬八実録」⁽⁷⁶⁾ 卷之拾は、松平周防守の改葬、水野出羽守の養子離縁、井伊兵部少輔、⁽⁵¹²⁾西尾隠岐守の室離縁を記し、他に勢州薦野在所土方彦吉(義苗)について「右は主殿頭娘を以近江守唯年室とす、近江守死去、繼母離縁、彦吉儀主殿頭末男故是も離縁被仰渡なり」とあるが、これは確認出来ない。松平康福女、西尾忠移室、井伊直朗室は前記の通り「寛政譜」には出てこない。

「星月夜萬八実録」⁽⁷⁶⁾ に天明六年八月二七日に田沼意次に御役御免、雁の間、稻葉越中守正明に御役召放、三千石御取上の仰付の席では、その前に主殿頭宅で密談し將軍代替りに際して結束を誓い姓名血判した連中は、「主殿頭荷擔隨従の面々にも始の言葉に相違し、手に汗を握りける。中にも松平下総守〔桑名城主也〕荷擔の第一連判状の筆頭故に申訳難立

事を察し、竊に切腹有しと也」とある。

松平下総守は「寛政譜」によると忠啓、延享三年生、宝暦一三年嫡子、浚明院殿拜謁、従五位下駿河守、明和八年封襲、伊勢国桑名、一〇万石、下総守、安永元年従四位下、同五年溜の間、侍従、天明六年二月一〇日卒である。「星月夜萬八実録」は同年十一月朔日叙であるから、没日が合致しないが、同年であり、切腹かどうかは別にして松平忠啓が田沼派の巨頭であった事は考えてよいだろう。

ハ 田沼意次の知行、領知

田沼意次の知行、領知について確認出来ないが、相良町史料館「相良藩（田沼意次）の所領」、川原崎次郎「相良藩（田沼氏）の所領」などにより考察する。

- (1) 上総国武射郡については不明である。
- (2) 下総国匝嗟郡、(3) 同国香取郡については不明である。
- (4) 相模国高座郡については、蓼川村小柳家文書の「寛政八年丙辰八月日 五郡邑數」は、寛延元年頃作成され寛政八年写と考えられるが、郡内の知行は小動村（一給）、本蓼川村（一給）、岡田村（三給）としている。「綾瀬市史」によると享保一八年九月に小動村、本蓼川村、大住郡戸田村は父田沼意行の知行になり、天明二年に小動村、本蓼川村は幕領になる。なお田沼意次は元文五年に七三カ条の地頭法を公布している。
- (5) 相模国大住郡については、「厚木市史」によると戸田村は享保一八年に田沼領になり、安永八年一〇月には七給である。
- (6) 相模国愛甲郡については、「厚木市史」によると、船子村、長谷村は宝暦五年に田沼領になり同九年に幕領になる。

船子村は四給、長谷村は五給である。

- (7) 相模国足柄下郡については、「綾瀬市史」によると、小船村、中村原村、上町村、小竹村であるが、時期などは不明

である。

(8) 駿河国益津郡については、安永六年四月二二日の加増である。「焼津市誌」⁽⁷⁶⁾によると近世初期から鰯ヶ島村、城之腰村、北新田村、新屋村の四カ村が焼津港又は柳津港といわれたとある。元文五年七月一五日調「田中城主本多侯領分村別」⁽⁷⁷⁾の益津郡には前記四カ村と焼津村、焼津北村に○印があり、「○印は御用上ヶ地なり」とあり、全体の末尾に「安永七年戊五月より領分 益津郡の内」、「天明二年秋より領分 駿東郡の内」として八カ村があるので、御用上ヶ地は同年に田沼領になったと考えられる。つぎに天明六年、ひのへ午八月七日写、与五郎新田八三郎「相良御領分村名庄屋名付」⁽⁷⁸⁾に前記六カ村があるので同年迄田沼領である。

「焼津市誌」⁽⁷⁶⁾によると、六カ村は寛政年代には幕領であるが、新屋村、焼津北村、焼津村は文政五年から沼津藩水野出羽守領、城之腰村、鰯ヶ島村は引続き幕領、北新田村は寛政一二年から田中藩領である。

(9) 駿河国志太郡については、安永六年四月二二日に加増されている。元文五年「田中城主本多侯領分村別」には本中根村、上小田村、大島村、一色村、禰宜島村、小川村、稲川村の七カ村が○印御用上ヶ地である。

つぎに天明六年「相良御領分村名庄屋名付」には大嶋村、本中根村、上小田村、一色村、禰宜島村、与惣二村、小川村、長左衛門新田、五郎右衛門新田の九カ村がある。

「静岡県志太郡誌」⁽⁷⁹⁾は禰宜島村、大島村、本中根村、一色村、小川村は天明元、二年から田沼領、同七年又は寛政年代から幕領としている。これは天明元年から同七年迄と考えてよいだろう。安永六年加増との関係は不明である。稲川村は田中藩領であり、○印は誤記か別関係と考えられる。前記五カ村は文政五年から沼津藩水野出羽守領である。

以上の駿河国分は田中藩領からのものである。これについて「星月夜萬八実録」⁽⁷⁸⁾卷之七には次の通りである。

説曰主殿頭御加増有度々に、諸国御代官より其土地の、よる敷所を相選是を知らせ、諂ひに及びける也、依て主殿頭當時四万七千石領すといへ共、凡拾万石余ニもむかいしよし、意次に領地漸られし内に、難儀の第一は本多孝之助也、

駿州にて壹万石程の処代々領地也。是上田じょうでんにして二万石余にも向ひし処也、然を意次へ被下壹万石の場所替地被下る也。依て難儀困窮致されし也。

ここでは代官と田沼意次が悪役だが、意次の跡も大部分は幕領と沼津藩領で五十歩百歩である。これは「賤策雜収」中の享和二戌年八月付、植崎九八郎「乍恐御仕法」⁽⁷⁹⁾にある松平遠江守領分についてが参考になる。左の通りである。

明和六己丑年風と尼ヶ城附の内兵庫津西宮辺御取上、播州三郡の内へ村替被仰付、此儀如何の訳合に御座候哉、(申略)、元御勘定奉行石谷淡路守長崎奉行にて往来仕兵庫津西宮辺豊饒の地の様子を見請、帰着の上其節の御老中へ申立、播州の内へ村替被仰付、豊饒の兵庫津西宮辺をば御料所に相成候事の由に御座候

この明和六年尼崎藩領灘目地方の⁽⁸⁰⁾上知と、田沼意次の駿州領知は、兵庫津、西宮と焼津の規模は異なるが似た面が考えられる。

(80) 遠江国榛原郡は相良のある郡である。宝暦八年九月三日、同一二年二月一五日、明和四年七月朔日、安永六年四月二一日、天明五年正月二九日に加増され、安永六年分以外は後述する遠江国城東郡と同時である。安永元年正月一五日に遠江国分領知五〇〇〇石を割いて三河国に移している。つぎに天明六年閏一〇月五日と同七年一〇月二日に全部収められている。

宝暦九年卯四月付、村々庄屋、組頭、百姓代宛、御役所「村々申渡之覚」⁽⁸¹⁾には四カ町、三六カ村がみられ、全て榛原郡である。内容は大部分が養蚕奨励で、他に漆木、毒荏桐の奨励がある。領内の山方では蚕は余り盛でない。畑方は春から秋は麦のみであるが、養蚕により麦刈入れ過ぎには糸が出来るので凶年の心当になるとし、養蚕が成功すれば全国の動きの内に位置付けられるとして次の通りである。

一真綿性合宜、京都登糸又者絹紬等織ならひ村々仕立候様ニ相成候得者、所々市町等江京大坂の商人多入込、甚以大造之助成ニ相成事ニ候、既奥州辺之儀江戸者不及申、京都又者上州、信濃、越後辺の茂大勢糸買商人入込、所々ニ而買

入候間、甚百姓助成多所柄候、

蚕が百姓の助成になるのは生産地と大都市商人との物流の内としてゐる。

後書には、領知は浜方では無高の者が多く漁業と塩、荒布等の稼をし、換金可能のためその日暮らしである。これは一般の百姓も同様とみている。浜方、里方の村は持山がないので薪が払底し、山方では換金のため伐荒すとみている。

養蚕については、明治十一年二月刊、勸農局「明治九年全国農産表」^(註)によると、遠江国榛原郡八十四ヶ村の繭は九二五斤、中算価格八三錢、生糸は一二二斤、八円七五錢であり、同一二年二月刊「明治十年全国農産表」^(註)には榛原郡六拾八ヶ村は繭は一三七斤、五六錢八厘、生糸は二二斤、四円七六錢七厘であるから成功していない。

この宝暦九年「村々申渡之覚」は田沼意次が大名になった最初の遠江国分領知を示しているだろう。つぎに天明六年「相良御領分村名庄屋名付」は町が含まれていないが駿河、遠江両国分領知の最終時期を示している。この後の申(天明八年)八月付、野田松三郎様御役所宛、三河国宝飯郡・遠江国城東郡、榛原郡・駿河国益津郡、志太郡村々代兼「御吟味二付申上候書付」^(註)は天明六年のものに準ずるものである。

以上の宝暦九年と天明六年を対比すると、村内の組、方、給などを正確には把握できないが次の通りになる。

(A)宝暦九年から天明六年迄領知の分

相良町、同前浜町、福岡町、波津村、須々木村、男神村、地頭方村、落居村、東萩間村、西萩間村、蛭ヶ谷村、黒子村、坂井村、法京村、大磯村、堀切村、永代七郎左衛門分、下庄内村、朝生村、柿ヶ谷村、神之郷村百姓分、上庄内村、永代村、西中村、西山寺村、女神村、海老江村、松本村、徳村、大寄村、白井村、堀之内村、

(B)宝暦九年にあり、ある時期に領知でなくなる分

堀野新田村、法士村、大沼村、大ヶ谷村、星久保村、沼伏村、初倉村

(C)ある時期から天明六年迄領知の分

平田村、鬼女新田村、新庄村、笠名村、園村、菅ヶ谷村、中西村、和田村、東中村、道場村、中村、柏原村、源十新田、川崎町、南原村、色尾村、青池村、四之宮村、道上四ノ宮村、拾石嶋新田、住吉新田、下吉田村、上吉田村、九左衛門新田、青柳村、上新田村、上小杉村、下小杉村

(D)天明六年にあつて同八年にない領知の分

植松村

(E)天明六年になくて同八年にある領知の分

柏原町、徳松村

この領知の分布を明治五年一〇月の静岡県大小区制(78)の小区についてみると次の通りである。

宝暦八年↓天明六年、領知村數／小区村數で一五小区は3／7↓5／7、一六小区は4／4↓4／4、一七小区は18／24↓24／24、一八小区は9／25↓13／25、一九小区は2／12↓6／12、二〇小区は0／10↓5／10、二一小区は0／0↓0／0、二二小区は0／6↓3／6、二三小区は2／12↓2／12で、これを明治二三年三月の町村名で示すと宝暦八年には相良町を中心にして御前崎村、地頭方村、菅山村、萩間村であり、次に川崎町、勝間田村が纏り、少しが坂部村、初倉村である。天明六年には相良町、御前崎村、地頭方村、菅山村、萩間村、川崎町が中心で、勝間田村、坂部村、吉田村がこれにつき、最後に初倉村、志太郡の一部がある。矢張り城下町を中心にして纏めようとしているだろう。

領知の加増時期については、(一)天保四年一月以降、元治二年写「相良年代記」(78)、(二)天保十一年一月以降、明治一八年一月写「遠江国榛原郡相良開闢之基」(78)、(三)嘉永六年二月以降、長谷川十兵衛主「三城発端上細記」(78)がある。(一)と(二)は大略同内容である。内容には若干問題がある。これらと角川日本地名大辞典編纂委員会・竹内理三編「角川日本地名大辞典」22静岡県(以下「地名大辞典」巻數と略記する)、下中邦彦編「静岡県の地名」日本歴史地名大系22(以下「地名大系」巻數と略記する)、「静岡県榛原郡誌」(78)、「静岡県志太郡誌」による加増年代は確定できない。(78)

(1) 遠江国城東郡については、天明六年「相良御領分村名庄屋名付」に次の村名がある。()内は庄屋数を示す。

上比木村(2)、南比木村(2)、比木村(2)、下比木村(2)、上朝比奈村(4)、新野村(1)、高橋村(2)、河東村(3)、赤土村(1)、古谷村(1)、川上村(3)、目木村(1)、猿渡村(1)、棚草村(2)、下内田村(2)、中方村(1)、神尾村(3)、留田(2)、吉沢村(1)、丹野村(1)

つぎに天明八年「御吟味二付申上候書付」で、前記六年分と異なる村は次の通りである。

川上村(1)、下内田村(1)、富田村(1)、神尾村(2)と庄屋が減少し、中方村の代りに沢水加村が入っている。この兩年分を「地名大辞典」22で加増時期をみると次の通りである。⁽⁷⁾

A 宝曆八年 新野村、河東村、富田村、沢水加村

B 宝曆一二年 上比木村、南比木村、比木村、下比木村、高橋村、赤土村、古谷村、川上村、目木村、猿渡村、棚草村、下内田村、吉沢村、丹野村

C 不明 上朝比奈村、中方村、神尾村

前記の通り宝曆八年加増はないからAはCに入る事になる。また榛原郡を含めて安永元年に領知でなくなっている村分については確認できない。

つぎに「三城発端上細記」、「遠江国榛原郡相良開闢之基」による加増時期は次の通りである。

A 宝曆一二年 上比木村、南比木村 比木村、朝比奈村、高橋村、赤土村、西方村

B 明和四年 古谷村、目木村、猿渡村、棚草村、吉沢村、内田村、丹野村、神尾村

C 明和四—九年 赤土村、上平川村

D 明和六—九年 赤土村、加茂村、本庄村

E 天明五年 川上村、新野村、内田村

ここでは朝比奈村で上朝比奈村でない。内田村も下内田村でない。赤土村が混乱しているのか、給、組の問題かも不明である。また西方村、加茂村、本庄村、上平川村は初出である。⁽⁷⁹⁾両者の確定は今後考えたい。

(12)三河国宝飯郡については、三河国での加増は安永元年正月一五日に額田郡、宝飯郡、渥美郡、天明五年正月二九日に宝飯郡である。そして天明六年閏一〇月五日、翌七年一〇月二日に総て収公される。

天明八年「御吟味ニ付申上候書付」の宝飯郡分村名は次の通りである。

国府村、灰野村、金割村、大塚村、御馬村両組、為當村両組、森村、伊奈村、日色野村、前芝村、青木新田、山内新田、梅藪村、下佐脇村、上佐脇村

つぎに「豊橋市史」⁽⁷⁸⁾は前芝村、日色野村、下五井村、瓜郷村とし、「豊川市史」⁽⁷⁹⁾は国府村、森村、「小坂井町誌」⁽⁷⁸⁾は伊奈村、「御津町史」⁽⁷⁹⁾は御馬村、上佐脇村、下佐脇村、灰野村、金割村、「蒲郡市誌」⁽⁷⁹⁾は大塚村、平田村、「音羽町誌」⁽⁷⁸⁾は下五井村、瓜郷村、萩村としている。

以上と「角川日本地名大辞典」⁽⁸⁰⁾23愛知県、「愛知県の地名」⁽⁸¹⁾日本歴史地名大系⁽⁸²⁾23により領知時期を考えると次の通りである。

A 安永元年—天明七年 国府村、灰野村、金割村、森村、下佐脇村、上佐脇村、萩村

B 安永元—三年 瓜郷村、下五井村

C 安永元—天明元年 御馬湊（幕領分）

D 安永三年—天明七年 大塚村、伊奈村、日色野村、前芝村、青木新田、山内新田

E 天明二—七年 御馬村（全部）

F 不明 平田村、為當村、梅藪村

「遠江国榛原郡相良開闢之基」⁽⁸⁰⁾によると国府村に陣屋がある。「蒲郡市誌」⁽⁸¹⁾によると田沼意次は大塚村に安永三年九月

に七カ条の条目、翌四年に七カ条の条目を出している。

御馬湊は「御津町史」⁽⁸²⁾によると東三河の幕領分年貢米の積出港である。天明二年に田沼領となる五旗本領は正徳五年九月に曲淵景衡、間部詮之(兄)、間部詮衡(弟)、村上正邦(兄)、村上正直(弟)が加増されたものである。「寛政譜」によると字句に多少の相異はあるが五人には「桜田の館にをいて文昭院殿につかへたてまつり、小性をつとめ、宝永元年十月二月西城にいらせたまふのときしたがひたてまつり、御家人に列し、西城の御小生となり」、正徳五年九月六日「三河国宝飯郡のうちをいて三百石の加増あり」とある。間部は間部詮房⁽⁸⁴⁾が長男、詮之が三男、詮衡が四男の兄弟だが、異父兄弟で三、四男は実西田久右衛門清貞子である。村上は正邦、正直共に実宮田慎左衛門正純二、四男である。

元禄八乙亥年九月「甲府様御人衆中分限帳」⁽⁸⁵⁾によると、間部詮房は一二〇〇俵、御用人並、間部宮内で、住所は浜御屋敷である。「御奥小姓 御用人支配」一二一人の内に、間部詮之は「寛政譜」にはない名前だが、二五〇俵間部主水、宮内一所に当たるだろう。間部詮衡は二〇〇俵 間部図書 宮内一所である。村上正邦は二五〇俵 村上主殿、村上正直は二五〇俵 村上久米之助、曲淵景衡は二五〇俵 曲淵内蔵之丞とあり、住所は村上兄弟、曲淵共に御上屋敷長屋で、兄弟は同居している。

間部詮房は正徳五年九月には老中格、高崎五万石である。年貢積出港の旧奥小姓知行化は旧御用人並詮房の力があつたのではあるまいか。田沼意次には前例があつたと考えてよいだろう。

安永四乙未年孟夏序、林自見正森述「三河刪松」⁽⁸⁶⁾巻之一に、寛永期に県令が定めた五湊の現状について次の通りである。

大浜、碧海郡、大湊ニテ繁昌ノ所也、今二万石、水野出羽守領分。

鷲塚、碧海郡、是又繁昌ニテ、富家アリ。

平坂、大湊ニテ、家居多ク繁昌也。

犬飼、宝飯郡、是ハ竹谷ノ小名也。五ヶノ湊ノ内、小湊ナリ。

御馬、宝飯郡、是モ中ノ湊也。

大浜⁽⁸⁷⁾は矢作川の下流にあり、東で鷺塚村に接している。明和五年に幕領から大浜藩領になり翌六年陣屋が置れた。安永六年駿河国沼津藩領、明治元年上総国菊間藩領となるが、これは藩主の転封のためで、一貫して水野家領、陣屋地である。この時期の藩主は田沼派の水野忠友である。

鷺塚⁽⁸⁸⁾は矢作川右岸にある。天明二年に幕領から沼津藩領になり、明治元年菊間藩領である。「碧南市史⁽⁸⁹⁾」によると西端藩、刈谷藩、幕領の年貢米の江戸積出港は鷺塚と御馬に限られていた。

平坂⁽⁹⁰⁾は幡豆郡で西尾藩領、矢作川河口にある。西尾城下の外港で「西尾町史⁽⁹¹⁾」によると挙母藩、岡崎藩の年貢米積出港であり、江戸海運と矢作川水運の結節点でもある。「御定杭一件に付き記録⁽⁹²⁾」にある平坂村宛と推測される寛政九年、赤坂役所「湊由緒」には、各国では御高札・御定杭の湊は二カ所であるが、三河国では五ヶ所に定められている。従って湊については御料、私料共に領主の自由にはならない。領主転封があっても替らず公儀の湊であるとしている。御高札・御定杭の湊は宿で村方は領主、宿駅は幕府であるのと同様だろう。

犬飼は竹谷村⁽⁹³⁾の内にある。竹谷村は幕領から享保三年に旗本四給地になっている。「寛政譜⁽⁹⁴⁾」によると、竹本正綱、富松重基、林重好、桑島政周は共に紀伊家で吉宗に仕え、享保三年に御家人に列した際の知行である。竹本は「正綱昵近の身といひ」とあり、富松、林、桑島は共に吉宗母巨勢氏の江戸下向に従い、享保三、五、八年に死亡している。これは正徳期の御馬村と同様の事が、將軍の力により享保期にもあつた事を示している。

(13)三河国額田郡については、長嶺村⁽⁹⁵⁾は「地名大辞典」23は安永元年相良藩領、翌二年吉田藩、幕領相給とし、「地名大系」23は安永元年相良藩、幕領相給、同三年相良藩分は吉田藩領としている。この他については確認していない。

(14)三河国渥美郡については、「渥美町史⁽⁹⁶⁾」は相良藩領として、八王子村、村松村、馬伏村、保美村、小塩津村、石神村、伊良湖村、江比間村、宇津江村をあげ、東堀切村を推測されるとしている。「渥美郡史⁽⁹⁷⁾」は東七根村、西伊古部村、保美

村、馬伏村、伊良湖村、「豊橋市史」⁽⁸¹⁸⁾は西伊古部村、東七根村、寺沢村、小島村をあげている。これらと「地名大辞典」⁽⁸¹⁹⁾23、「地名大系」⁽⁸²⁰⁾23によって領知時期をみると次の通りである。

A 安永元—三年 寺沢村、小島村

B 安永元年—天明二年 八王子村、村松村、馬伏村、保美村、小塩津村、石神村、伊良湖村、江比間村、宇津江村、

東堀切村、東七根村、西伊古部村

(15)和泉国南郡については、「阪南町史」⁽⁸²¹⁾は磯之上村⁽⁸²²⁾をあげている。和泉国の加増は天明元年七月一五日であり、同六年一〇月五日に収公である。

(16)和泉国日根郡については、「阪南町史」⁽⁸²²⁾は領知として兔田村、別所村、新家村、吉見村、中小路村、男里村、尾崎村、新村、波有手村、下出村、黒田村、中村、石田村、自然田村をあげている。「泉南市史」⁽⁸²³⁾は新家村、別所村、兔田村、中小路村をあげている。これらと「角川日本地名大辞典」⁽⁸²⁴⁾27大阪府、「大阪府の地名Ⅱ」⁽⁸²⁵⁾日本歴史地名大系28によると、南郡の磯之上村を含めて、中村が不明であるが、他は総て天明二—六、七年が領知時期である。これらは判明分では幕領か大坂城代役知からである。

「阪南町史」によると、天明元年の加増であるが現地での所領引渡は同二年七月一三日で、最初は磯之上村に陣屋、ついで大坂に京橋役所を置いている。従来の検見制を定免制にした結果年貢は増額したが、不作、凶作には減免せず拝借金、下げ金、夫食代金下付で処理している。天明四年に日根郡五カ村、奥日根郡八カ村は年貢の村買請を認められたが、田沼家の三分の一直段以上の指示に対し、泉州米、大坂堂島の筑前米・肥後米直段で両者攻防があり、肥後米直段に二匁五分増で、決着している。現在の労資の賃銀交渉を連想させると共に、米相場の浸透を考えさせる。

「星月夜萬八実録」⁽⁸²⁶⁾卷之七は「又泉州岸和田城主岡部美濃守領地せる佐野村と云処七千石の場所也、雖然万石余にむかい其上富貴の町人、飯野次郎右エ門飯野左太郎唐金杯といへる名高き有徳人有り」然を此度七千石加増二付、御代官風

祭甚三郎より佐野村の儀申来けるに依て、早速爰にて七千石被下置候様ニと美濃守へは御替地可被下と沙汰およびける」としてゐる。七〇〇〇石加増は安永六年遠江、駿河両国であるから、天明元年の誤りである。田沼家老各務久左衛門が岸和田藩浪人で、この事を岸和田藩に内報したので、岡部は前記三町人を譜代に召抱え、紀州侯の参府での岸和田休息の際に頼み、事済になったとしてゐる。佐野村は田沼領の近くにある。

(17)河内国若江郡については、河内国は天明五年正月二九日加増、翌六年閏一〇月五日収公である。「地名大辞典」27、「地名大系」⁽⁸⁶⁾28によると、天明五十七年が稲田村、中新田（鴻池中新田）、不明が川俣村である。

稲田村、川俣村は在郷剣先船の楠根川筋船着場であり、中新田は鴻池善右衛門所持地で、北と東で鴻池新田に連なる。(18)河内国河内郡については、「枚岡市史」⁽⁸⁷⁾は六万寿村、池島村をあげている。「地名大辞典」27、「地名大系」⁽⁸⁸⁾28によると、天明五十七年が池島村、六万寿村で、不明が中新開村である。池島村は在郷剣先船の恩地川船着場である。和泉、河内両国の村は大坂城代、京都所司代、京都守護職などの役知になっている事が多い。

二 明治三年貢米積出湊

明治三年閏一〇月日二九日に大蔵省は府県、預所アル諸藩宛に法令第七八五、「午年貢米廻漕運賃百石當ノ額ヲ定ム」を出している。内容は第一五—一八表の通りである。前文に「別紙ノ通廻船差配人申立候ニ付」とあるから実態だろう。そして表示の地名は近世後期にも同様だったと考えられる。北陸筋は表では東廻航路だが近世には西廻航路だった筈である。

梅村又次「創業期財政政策の発展—井上・大隈・松方」⁽⁸⁹⁾は貢米販売価格を一石當り七円五〇銭とみて、北陸筋から海上運賃はその一七%と當るとし、「さらに資料のえられない港湾までの河川ないし陸送運賃、倉敷料、船積卸賃、検査収納などの事務費、輸送中に生じる欠損米や海難等々を考慮するなら、米納制のもたらす徴税費は余りにも大きな負担といわねばならない」としてゐる。此処では第一八表の東海道筋が田沼意次の領知と関係する地域である。貢米の海上運賃は桑

第15表 庚午貢米瀬戸内筋御米百石運賃表

地名	東京運賃	大阪廻海上運賃
	金 兩 分 朱	金 兩 分 朱
堺浦	67-1-0	
川口	73-0-0	
西宮, 兵庫	66-0-0	
播磨	68-3-0	23-1-0
美作	69-1-0	25-0-0
讃岐	68-0-0	25-3-0
備中	71-3-0	25-3-0
豊後	72-3-0	32-3-0
原浦	75-0-0	75-0-0
中津	76-0-0	76-0-0
中須賀	77-2-0	77-2-0
日向	78-1-0	39-1-0
筑前	73-0-0	36-2-0
筑後	84-3-0	50-2-0
肥前	74-2-0	37-3-0
石見	78-1-0	39-1-0
丹後	101-0-0	61-2-0

第16表 庚午貢米北国筋御米百石海上運賃表

地名	東京雇	大阪雇船	大阪廻船
	金 兩 分 朱	金 兩 分 朱	金 兩 分 朱
羽前 酒田	125-1-0	137-2-0	88-3-0
越後 新潟, 海老江, 沼垂	126-2-0	129-1-0	83-2-0
越後 柏崎, 出雲崎	129-1-0	126-2-0	81-3-0
越後 今町	137-2-0	125-1-0	80-3-0
佐渡 夷	138-3-0	124-0-0	80-3-0
佐渡 大石	140-0-0	122-3-0	79-1-0
越前 三国	151-1-0	111-2-0	70-2-0

第17表 庚午貢米奥州筋御米百石海上運賃表

地名	運賃	内海上運賃	内無難船御手當
函館	金兩分朱 93-3-0	金兩分朱永文 84-1-0 125	金兩分朱永文 9-1-0 125
石巻, 寒風沢	69-0-0	62-2-0 100	6-3-0 150
江ノ網	64-3-0	58-1-0 25	6-1-0 225
小名浜, 中ノ作	62-0-0	55-3-0 50	6-0-0 200
平潟	59-1-0	53-1-0 75	5-3-0 175

第18表 庚午貢米東海道筋御米百石海上運賃表

地名	運賃	運賃/販売価
桑名	金兩分朱 41-1-0	% 5.5
御馬	37-0-0	4.9
掛塚, 新居, 柳津	30-0-0	4.0
清水	29-1-0	3.9
沼津	27-3-0	3.7
塩久津, 三津浦	25-2-0	3.4
仁科	22-2-0	3.0
松崎	22-1-0	2.9
下田	21-2-0	2.8

名の五・五%から下田の二・八%迄であるが、貢米輸送は恒常的なものだから御用商人にとっては安定した利潤源である。

東海道筋の湊の田沼時代の領主は、桑名は田沼派の松平下総守忠啓である。御馬は田沼意次であり、遠江国豊田郡掛塚は天竜川河口で幕領⁽⁸³⁾である。「静岡県磐田郡誌」⁽⁸²⁾は「徳川時代に於ては、御用船の命を受けて、伊勢桑名より幕府御上米を運送し、其他遠江全国の物産は殆ど本町を経て集散し、唯一の要港たり」としている。遠江国敷知郡新居⁽⁸³⁾は吉田藩領で、天明八年—享和三年に老中⁽⁸⁴⁾である松平伊豆守信明が藩主であり、校訂者松平定光が寛政五年老中退職後間もない頃の執筆と推測している松平定信著「宇下人言」⁽⁸⁵⁾に、天明五年に「刎頸の交をなす」とある内の一人である。

駿河国有渡郡清水は幕領⁽⁸⁶⁾（駿府町奉行）で「静岡県安倍郡清水町沿革誌」⁽⁸⁷⁾によると米穀について、弘化四未年一二月付、池田岩之様御役所宛、駿州有渡郡清水港元諸問屋三拾九軒惣代、年番町頭、年寄「御尋に付乍恐以書付奉申上候」に次の記事がある。

一米穀類重立遠州相良、川崎兩浦其外より清水港江入、清水揚致し、駿府御城下並東海道蒲原宿より丸子宿迄宿々在々江売捌取賄仕来候、且又御大名様御休泊之節は別而無差支様石宿々江売捌仕候、依之諸国より入込之米穀於當港売捌不申ては御用御差支に相成候

これによると相良藩、川崎港による掛川藩⁽⁸⁸⁾の貢米の一部は清水に廻漕され捌かれたと考えられる。駿河国駿東郡沼津は沼津藩領⁽⁸⁹⁾で、田沼派の水野忠友が藩主である。塩久津は駿河国駿東郡で明治二三年以後は静岡村に属している。沼津藩領である⁽⁹⁰⁾。「静岡県駿東郡誌」⁽⁹¹⁾は「往時徳川時代には、此地貢米廻漕船舶の定繫所たりしなり」としている。伊豆国君沢郡三津浦は「地名大辞典」⁽⁹²⁾によると幕領、のち旗本津田氏領である。伊豆国郡賀郡仁科⁽⁹³⁾、同郡松崎⁽⁹⁴⁾、同国賀茂郡下田⁽⁹⁵⁾は幕領である。

従つて東海道筋は桑名から下田迄の間で、新居以外は田沼意次の勢力下にあつたのではあるまいか。

ホ 安政末以降「東海道宿村大概帳」の米津出し湊

道中奉行によると推測される「東海道宿村大概帳」は安政六年以降に作成されたと考えられる。この内に「宿雜之部」⁽⁸⁴⁶⁾「宿の宿迄往還通問之村雜之部」があり、米津出し関係記事を整理したのが第一九表「安政六年以降『東海道宿村大概帳』にみえる米津出し関係表」である。ここでは主として江戸への米の積出し湊をみる。従って品川から龜山—関迄の地域である。それから西の地域については草津迄は琵琶湖の矢橋から大津、膳所宛に送られている。大津は米の琵琶湖沿岸への積出し港でもある。淀—守口は伏見經由による京都、又は直接大坂川口である。大坂では大廻りで江戸にもつながっている。

江戸積で品川から藤沢迄は村内河岸からであり、藤沢から箱根迄は村内海岸からである。以後の三島から関近傍が此処では直接関係する地域である。以下湊を中心に、安永七年焼津が田沼領になってからをみる。

伊豆国塩津については不明である。水野忠友領塩久津の可能性も考えられる。駿河国駿東郡沼津は水野忠友領で、三島—吉原の取扱湊である。同国富士郡吉原湊の取扱は近傍のみで、清水湊に従属していると考えられる。小須湊は「吉原市史」⁽⁸⁴⁷⁾によると吉原湊のことで鮫島村であり、旗本内藤氏知行である。同国有渡郡清水は幕領で原近傍—丸子迄、小須と蒲原は清水經由になる事がある。同国益津郡焼津は田沼領で岡部—島田、遠江国榛原郡川崎は田沼領で金谷—掛川、同国同郡相良も田沼領で掛川のみ取扱である。

同国山名郡福田は幕領、のち横須賀藩領⁽⁸⁴⁸⁾で移行時期は不明だが、後者とする藩主西尾隱岐守忠移は田沼意次の女婿であり、袋井—見附を取扱っている。同国豊田郡懸塚は幕領⁽⁸⁴⁹⁾で見附近傍のみである。同国敷知郡新居は三河国吉田藩領で浜松—白須賀、同国同郡今切入江は恐らく新居と同じ吉田藩領ではあるまいか、舞坂は幕領⁽⁸⁵⁰⁾で共に舞坂のみ取扱っている。

三河国宝飯郡御馬は田沼領で白須賀—藤川を取扱う。同国碧海郡鷺津、同国幡豆郡平坂は藤川—知鯉鮒を取扱い、鳥羽湊を經由して江戸に積出している。鷺津は水野忠友領、平坂は西尾藩領⁽⁸⁵¹⁾である。

西尾藩については藩主松平乗佑は「寛政譜」⁽⁸⁵²⁾「柳宮補任」⁽⁸⁵³⁾によると、宝暦一〇年奏者番、寺社奉行、明和元年三河国西

第19表 安政6年以降「東海道宿村大概帳」にみえる米津出し関係表

宿・村	河岸・湊・積出先	米出村 宿間村	注 記
品川宿 品川—川崎(村)	品川宿巷丁裏河岸→江戸 浜川町河岸, 神戸河岸, 字呑川 河岸, 古川村河岸, 雑色村河岸, 玉川河岸→江戸	10/9	(1 新田は往還通間之村に入 っていない)
川崎宿 川崎—神奈川 (村)	羽田村道川路→江戸 生麦村川岸, 生麦村海辺→江 戸	6/6	
神奈川宿 神奈川—保土ヶ 谷(村)	神奈川宿附海岸→江戸 村内河岸→江戸	1/1	
保土ヶ谷宿 保土ヶ谷—戸塚 (村)	神奈川河岸→江戸 保土ヶ谷宿河岸, 同宿帷子川 河岸, 森村河岸→江戸	6/6	
戸塚宿 戸塚—藤沢(村)	神奈川宿川嶋河岸→江戸	0/5	米の津出しなし
藤沢宿 藤沢—平塚(村)	片瀬村河岸→江戸 鶴沼村河岸, 須賀浦, 柳嶋村河 岸→江戸	13/13	
平塚宿 平塚—大磯(村)	大磯浦, 須賀浦→江戸	0/1	米の津出しなし
大磯宿 大磯—小田原 (村)	→相州浦賀→江戸 大磯浦, 字押切河岸, 山西村浦 →江戸	5/14	5カ村, 外村米の津出しなし
小田原宿 小田原—箱根 (村)	小田原宿附浜手→浦賀, 江戸	0/7	米の津出しなし
箱根宿 箱根—三嶋(村)	沼津河岸→江戸	1/7	米の津出しなし 1カ村, 外村米の津出しなし
三嶋宿 三嶋—沼津(村)	伊豆国塩津湊→江戸 沼津浜, (沼津宿車輪河岸), 沼 津河岸→江戸	7/7	
沼津宿 沼津—原(村)	沼津宿湊→江戸 沼津湊→江戸	6/6	
原宿 原—吉原(村)	吉原湊, 沼津湊, 清水湊(吉原 河岸)→江戸	8/15	米の津出しなし 8カ村, 外村米津出しなし
吉原宿 吉原—蒲原(村)	清水湊→江戸 吉原宿河岸, 小須湊(蒲原湊),	10/12	10カ村, 外村米津出しなし, *

	清水湊→江戸		蒲原の他に小須の一部も清水 經由
蒲原宿	清水湊→江戸		
蒲原一由比(村)	清水湊・江戸江直送無之	4/4	
由比宿	清水湊→江戸		
由比一興津(村)	清水湊→江戸	7/7	
興津宿	清水湊→江戸		
興津一江尻(村)	清水湊→江戸	2/6	2カ村, 外村米津出しなし
江尻宿	清水湊→江戸		
江尻一府中(村)	清水湊→江戸	8/20	8カ村, 外村米津出しなし
府中宿	清水湊→江戸		
府中一丸子(村)		0/4	米の津出しなし
丸子宿	清水湊		此宿之儀は駿府御蔵納
丸子一岡部(村)		0/1	米の津出しなし
岡部宿	焼津湊→江戸		
岡部一藤枝(村)	焼津湊→江戸	3/4	
藤枝宿	焼津湊→江戸		
藤枝一嶋田(村)	焼津湊→江戸	7/9	
嶋田宿	焼津湊→江戸		
金谷宿	川崎湊→江戸		
金谷一日坂(村)	川崎湊→江戸	2/6	2カ村, 外村米津出しなし
日坂宿			米の津出しなし
日坂一掛川(村)		0/20	米の津出しなし
掛川宿	相良湊, 川崎湊→江戸		
掛川一袋井(村)	大池川岸, 福田湊→江戸	8/18	
袋井宿			米の津出しなし
袋井一見附(村)	福田湊→江戸	5/5	
見附宿	(字川尻)→福田湊→江戸		
見附一浜松(村)	懸塚湊, 福田湊→江戸	10/31	10カ村, 外村米津出しなし
浜松宿			米の津出しなし
浜松一舞坂(村)	新居湊→江戸	1/20	1カ村, 外村米津出しなし
浜松一本坂通気 賀(村)			米の津出しなし
舞坂宿	今切入江, 舞坂宿湊→江戸		
新居宿	往還より東式町余→江戸		
新居一白須賀 (村)		0/1	米の津出しなし
白須賀宿	新居湊→江戸		
白須賀一二川 (村)	御馬湊→江戸	1/1	
二川宿	(吉田宿河岸)→御馬湊→江戸		

二川—吉田(村) 吉田宿	御馬村→江戸(伊豆,尾州)	0/5	米の津出しなし (伊豆,尾州と江戸と並記して いる)
吉田—御油(村) 御油宿 赤坂宿	御馬村湊→江戸 御馬湊→江戸 御馬湊→江戸	3/9	
赤坂—藤川(村) 藤川宿	御馬湊(赤坂宿又は岡崎宿)→ 江戸 (岡崎宿菅生川岸)→鷺塚湊→ 江戸	2/4	2ヶ村,外米米津出しなし
藤川—岡崎(村) 岡崎宿	(岡崎宿菅生川岸)→鷺塚湊, 平坂→鳥羽湊→江戸 (菅生川河岸)→平坂湊→鳥羽 湊→江戸	3/5	(平坂は江戸直送,鷺塚も直送 する村あり)
岡崎—知鯉鮒 (村) 知鯉鮒宿	(矢作川字天王河岸,矢作川河 岸,重原川河岸,重原村地内字 三ッ又土場)→平坂湊,鷺塚湊 →江戸	9/14	
知鯉鮒—鳴海 (村) 鳴海宿		0/9	米の津出しなし 米の津出しなし
鳴海—熱田(村) 熱田宿	熱田湊と保田沖→江戸	0/4	米の津出しなし 米の津出しなし
熱田—美濃路名 古屋(村) 熱田—佐屋路岩 塚(村) 桑名宿		0/1	米の津出しなし
桑名—四日市 (村) 四日市宿	沖字浜の地藏,沖字松ヶ下→ 大坂,鳥羽,勢州川崎,名古屋, 江戸 四日市湊→江戸	0/5	米の津出しなし (500石以上の船)
四日市—石薬師 (村) 石薬師宿	四日市湊→鳥羽,相賀,江戸 四日市湊(馳出村浦方)→白子, 若松浦→江戸 若松浦→江戸	3/17	
石薬師—庄野 (村) 庄野宿	(神戸)若松浦→江戸 若松浦→江戸	9/9	(四日市から江戸直送する村 あり)
庄野—亀山(村)	若松浦→江戸 若松浜,白子浜→江戸	1/2	1ヶ村,他村米津出しなし
		7/8	7ヶ村,他村米津出しなし

亀山宿			米の津出しなし
亀山一関(村)	若松浜, 白子浜→江戸	5/5	
関宿			米の津出しなし
関一坂下(村)		0/2	米の津出しなし
坂下宿			米の津出しなし
坂下一土山	水口宿→矢橋, 蟹河坂下→矢橋	1/3	1ヶ村, 外村米津出しなし
土山宿			米の津出しなし
土山一水口(村)	矢橋→湖上	7/11	江戸江之船積なし
水口宿	石部, 八幡		
水口一石部(村)	矢橋→大津	9/9	江戸江之船積なし
石部宿	山田浦, 矢橋浦		
石部一草津(村)	矢橋湊→大津	13/13	江戸江之船積なし, 其外村々米津出しなし
草津宿	矢橋→膳所		
草津一大津宿	矢橋, 橋本村浜→膳所	10/16	10ヶ村, 外村米津出しなし
大津宿	→矢橋, 塩津, 今津, 大浦, 堅田, 船木, 大清, 海津, 八幡		江戸江海上運漕なし
大津一京都(村)		6/10	米津出しなし
大津一伏見(村)		0/9	米の津出しなし
伏見宿			大坂江弁理之場所に付別段なし
伏見一淀(村)		0/4	米の津出しなし, 尤1ヶ村少々あり
淀宿			米の津出しなし
淀一牧方(村)	淀川→大坂川口→江戸	8/13	
牧方宿	鳥羽湊→伏見通→京都		
牧方一守口(村)	牧方宿河岸→大坂, 伏見, 江戸		
守口宿	淀川河岸→大坂, 伏見	17/18	
	大坂川口→江戸		

() は主として経由を示す

尾に移封、大坂城代、同六年卒である。次の松平乗完は「寛政譜」によると、宝暦二年生、明和三年嫡子、同五年浚明院殿拜謁、従五位下左衛門佐、同六年遺領継、天明元年奏者番、同七年寺社奉行兼、京都所司代、寛政元年老職、同五年卒である。従つて家柄で、格別田沼派ではないが、反田沼でもないだろう。

尾張国愛知郡熱田は尾張藩領で熱田のみである。伊勢国三重郡桑名は桑名藩領で田沼派、桑名のみである。同国同郡四日市は幕領で四日市、石薬師を取扱う。同国河曲郡若松は龜山藩領で、石薬師―龜山を扱う。なお神戸は湊扱いの記述になつているが經由地と解釈した。藩主石川総博は「寛政譜」によると、宝暦九年生、安永五年養子、遺領継、伊勢国龜山、六万石、浚明院殿拜謁、同六年従五位下日向守、寛政八年致仕である。

同国奄芸郡白子は紀州領で、庄野―関を取扱っている。御三家について寛政一一、同二二年―文化一四年に長崎オランダ商館にいたヘンドリック・ツーフは、一八三三(天保四)年刊「日本回想録」に、「凡て重大事件は將軍と御三家即ち権現の末子の後裔なる紀州、水戸及尾張の諸侯との會議により裁決せらる。彼等は常に権現の制度に基づきて決定せり」とある。

以上によつてみれば「東海道宿村大概帳」の米積出し湊については、新居が吉田藩領、熱田、白子が御三家の尾州・紀州領だが、老中田沼意次の勢力が強いと考えてよいだろう。

水野家史料「御代々略記 二」によると、水野忠友の養子水野忠成は文化一四年老中格、同一五寅年二月一九日勝手掛、文政元寅年八月二日老中加判の列に加わっているが、同五年に焼津の一部が沼津藩領になっている。この事は老中田沼意次の行動の背景を裏付けるものではあるまいか。

へ 寛政元年御城米御直雇御仕法

松平定信「宇下人言」には、天明七年「未の夏ころは夏の御切米わたさんにも御空倉なればせんかたなく、うら賀あたりまでも御城米の入り来るを見せて、入津すればその米をわたしけり」とあり、年貢米輸送は勘定奉行所にとり重要な問

題であった。

また明治七年六月刊「明六雑誌」九号所載、津田真道「運送論」⁽⁸⁸⁾には、東京の米価騰貴の原因を「目今政府台湾に事あり、わが運送船を駆りてこれを行軍の用に供し、あたかも米穀運送の一路を塞げばなり」とし、政府が「かえて自ら本國京師の港口を封鎖するに類似す」とある。町奉行所にとつても米の輸送は重大な問題である。

柚木學氏⁽⁸⁹⁾によると、寛文期の河村瑞賢による海運の開発による幕府直雇直送方式から、享保期には江戸廻船問屋筑前屋作右衛門差配による廻船問屋⁽⁹⁰⁾商人請負による雇船方式になる。天明元年七月付「御触」⁽⁹¹⁾には「大阪船割御代官懸にて差向候答屋勘左衛門、佃屋勘左衛門、筑前屋新五兵衛差配之御廻米積船」とある。筑前屋は天明期にも存在している。

寛政元年には廻船差配人による直雇請負方式に変わる。天保一五年以降に作成された御城米船輸送に従事した役吏の控書である「廻船必用」⁽⁹²⁾巻之一に「運賃銀増減之事」として次の記事がある。

寛政元丙年より苦屋久兵衛、網屋勘左衛門、筑前屋新五兵衛一同、御直雇御仕法被仰付、是迄久兵衛、勘左衛門定請負之形と當時御直雇之方と差引、年々式千両余御益金有之、(下略)

右の苦屋、網屋は前記答屋、佃屋の事だろう。筑前屋は廻船差配人になっている。江戸廻船問屋三軒による変更で運賃が金二〇〇〇両減少したとある。寛政元年分米一六万九千九百九十二石三斗七升八合六勺、粳二万五六百八〇石分の運賃金三万〇一六〇両、永二五文の計算である。金二〇〇〇両の御益金だが、水野左内源為長著、文政一三年閏三月日田内親輔はしがき「よしの冊子」⁽⁹³⁾十一(八十九〈寛政元年〉十一月十一日より)によると、この直雇請負方についての交渉中に筑前屋と田沼時代からの生延びた勘定奉行⁽⁹⁴⁾久世丹後守との間で、次の遺取があったと記されている。

一 筑前屋新五兵衛回米の事二付大ニ久世を嘲候由。あなた方ハ殿様で何も御存ハござりませぬ。六萬兩で廻候處を、三萬兩でもまハセバ廻しまするが、夫でハ三萬兩程ハ船中で盗まれまする。夫よりハ表向で高く廻して、人ニ悦ばせましまするがよふござる。そんな細かな事ハ御存ハござりますまいと申候よし。

確かに運賃金は三万両余であるから若干問題はあつたが事実だつた。表向の制度は變つても内実は變つていない。田沼時代は廻船問屋に商人請負による雇船方式の時期であり、実務担当者はこの兩人だつたろう。

前記「運賃銀増減之事」にある運賃金の内訳に「是迄に随ひ、平均米百石に付、銀三拾匁宛船方為御手當被下置」とあるに當るものが、「廻船必用」卷之一にある「船方御手當銀御定之事」と考えられる。末尾に「右之通御定法有之」とあり、内訳は第二〇表「寛政期米百石二付船方御手當銀表」の通りである。地域と経路については「廻船心得方之事」の内訳に「出羽国、越後国、能登国江戸御廻米積船之義は、東海、西海廻り差向、其外国々は不殘、西海廻りにて御座候」とあるのと合致するが、能登国については今後考証しなければならぬ。船方御手當が出ていたのだから表示の地域については運賃が定められていた筈である。運賃については明治三年の第一六表に類似したものが考えられる。

次に寛政五年の「御城米江戸大坂御廻米瀬戸内運賃取極候御届書之事」があり第二一表「寛政五年米百石二付瀬戸内江戸大坂御廻米運賃表」の通りである。この表は明治三年の第一五表と堺浦以外は合致している。これにより前記明治三年大蔵省法令は幕府によるものの引継と考えられ、寛政期、さらに田沼時代にも同様のものがあつたと考えてよいだろう。この事から老中田沼意次は當然これら全国的廻米海運に關与していると考えてもよいだろう。

ト 噂書

遠江国長上郡木舟新田村平野家文書には、安永二巳年二月付、小田助九郎、竹内佐七、小田喜三郎、源馬七郎左衛門、平野又右衛門「仲間定証文之事」があり、正米売買の会所を取立て商売する事を定めている。平野家は米取引、薬種商、木綿取引、旗本金指近藤氏賄方であり、永島村小田喜三郎は有力者である。

駿河国有渡郡清水については、明和二酉年三月付、御番所様宛、清水港惣問屋、町頭、年寄、名主「御尋二付乍恐書付を以奉申上候」があり、江尻宿吉右衛門、助右衛門からの新規米問屋願に対し清水港惣問屋は、清水は無高で大分の御役を勤めるのを理由に近浦での新規問屋に反対している事実がある。

第20表 寛政期米百石二付船方御手當銀表

積	江戸廻船		大坂廻し	
	銀	匁	銀	匁
大坂川口	20		—	
兵庫	17		—	
播磨国	20		2	
備中国	22		8	
備中国笠岡	25		10	
讃州	20		8	
作州	22		8	
作州原浦	27		13	
豊前国中津, 中須賀	30		15	
筑前国	25		12	
肥前国	25		12	
石見国	28		15	
丹後国	30		15	
出羽国	30		—	
越後国	東海江戸廻し 50		—	
出羽国	東海江戸廻し 50		—	
越後国	西海江戸廻し 38		20	
越後国出雲崎, 今町	35		—	
能登国	—		20	
越前国	33		20	
佐渡国	—		25	

第21表 寛政5年米百石ニ付瀬戸内江戸大坂御廻米運賃表

積	江戸廻	大坂廻
	銀 匁	銀 匁
川口	570	—
西宮,兵庫	510	—
播磨	570	200
美作	570	205
備中	590	210
讃岐	570	205
豊後	620	250
豊後原浦	660	270
豊前中津	冬春 660	冬春 310
豊前中須賀	冬春 710	冬春 330
筑前	650	320
肥前	670	330
石見	760	460
丹後	870	560

三河国渥美郡吉田以東、清水迄の米相場通信については不明だが、渡辺久雄「のろし山」⁽⁸⁸⁾は福井県の場合について狼煙―遠見場―旗振り場として古代から近世迄同一場所が通信に利用されていた事をあげているし、飛脚を考えれば可能性はあるだろう。田沼意次が相良か焼津に米問屋を計画したかどうかは全く不明である。

江戸については御庭番の(天明七年)未五月付「風聞書」⁽⁸⁹⁾に、江戸打ちこわしに際して田沼意次の深川佐賀町抱町屋敷米蔵について次の記述がある。

一當月廿日頃、町方米屋共囲米之吟味有之候節、田沼主殿頭殿深川佐賀町抱町屋敷米蔵も及吟味、封印附キ申候由之処、無何事申披キ相立申候由、其刻者主殿頭初家来之者迄甚氣遣仕候由二御座候、町方之吟味二罷越候与力・同心者米屋共手ヲ入候二付、明白之吟味ハ無之候由風聞仕候

囲米吟味の与力、同心には米屋が手を打っていたので、明白の吟味はなかったとしている事実がある。⁽⁸⁹⁾

つぎに大坂について「星月夜萬八実録」⁽⁹⁰⁾三十七「諸運上取上並穀物買メ之事」に次の記述がある。

扱大坂にては、京町に蔵屋敷を構へ、出入の町人等に下知し、米酒油其外穀物等を夥敷買込ませ、くわい船にて遠州相良の城内に送々込、五畿内においては荷檐^{かたな}の町人に申示し、米油類を買込事夥敷、又御代官領には御用也と申触是を買込ける。就中此虚に乘し、大阪三郷に名高き町人、殿村平右エ門、加島や等米買メし、其相場を高下さしけるゆへ、萬民難儀困窮いわんかたなし。(下略)

これは実録である。ここにみえる京町の蔵屋敷とは、「遠州掛川城始末、横須賀城始末、相良城始末」⁽⁹¹⁾に天明三年として、

一同三年大坂根屋川添二而御除地御拜領追々御普請有之候^{此所ハ京橋巷丁目東町奉行ノ下也}

是ハ泉州水亡等御勝手不宜候、其上大坂御陣屋二百姓願候由二而 當分大坂綱島借り宅二而右之所御預御拜領也

とあるもので、場所は大坂の東町奉行所の下にある。そして三井文庫所蔵文書「自宝曆十年至文化四年 聞書」にある

天明六年壬子一月五日付、田沼主殿頭名代堀帯刀への申渡に

先達而御役御免被遊候得共思召有之付、両度之御加増式万石被 召上被仰付候、大坂二有之蔵屋敷も御用二付、可差上候、尤只今迄之居屋敷も家作共可差上候

とあるものである。各藩の廻米は廻船問屋により蔵屋敷に送られる。蔵屋敷の御留守居は販売面では堂島米市場、金融面では十人両替と関係がある。京町の蔵屋敷の大坂での役割については今後研究しなければならない。

大正四年刊、辻善之助著「田沼時代」⁽⁸⁸⁾に噂書として、関東米一二万俵(江戸)、畿内米二五万俵(大坂島之内)、奥州米一四二万俵(奥州小名湊)、南海道五カ国米五八五万俵(遠州相良)、北国米三二万三千俵(長崎)、メ八六二万八千俵、但三斗四升五合入、水油二八〇万樽(所々)、金七億八拾万樽(相良江戸屋敷)、町屋敷二七〇カ所、右之通封印被仰付候とある。もう一つには、一二万俵(越後国)、二五万俵(大坂「但鴻池に預け置候由」)、一七万五千俵(長崎丸山)、一〇七万俵(遠州相良)、油一億五拾万樽(当時は有金)、二七〇カ所(町屋敷)、右御改之上御封印付、右之外、米二四〇万俵余六一石二升とある。

これは勿論事実ではないが、鴻池とあるのは河内国若江郡中新田(鴻池中新田)が領知であり、これに連なる鴻池新田と共に鴻池善右衛門所持地であることからきているのだろう。各地の米は廻米運送と関連した発想ではあるまいか。油については津田秀夫氏⁽⁸⁹⁾によると、明和三年に油についての法令が出され、江戸市場調節のため大坂市中の油問屋に保護を与えている。つぎに天保四年の江戸の下り油は「尾州・伊勢・駿河・三河の諸国のものほば二倍以上を占め」としている。これが田沼時代に当はまるかは別として、上方、尾張、伊勢、三河、駿河から出荷と考えられる。とすれば廻船問屋の取扱いだから、廻米と同様の発想で田沼が連想されているのだろう。

注

(692) 「新訂寛政重修諸家譜」一八卷三六四—三六六頁。

- (693) 高柳真三、石井良助編「御触書宝曆集成」(通し番号一四六四、一四六五)五〇七頁。
- (694) 「新訂寛政重修諸家譜」一一卷二二九—二三〇頁。なお郡上騷動については、山田忠雄「宝曆美濃郡上騷動余話」編集百姓一撰史料集成一二巻編集のしおり一—四頁。大賀妙子「郡上藩宝曆騷動の政治史的意義」(津田秀夫編「近世国家の展開」一七三—一九九頁)、深井雅海著「徳川將軍政治権力の研究」二七五—二八三頁参照。
- (695) 「御触書宝曆集成」(通し番号一〇九三)三七三—三七四頁。
- (696) 「同右」(通し番号一〇九七)三七四頁。
- (697) 「新訂寛政重修諸家譜」一一卷二三〇—二三二頁。
- (698) 「同右」一一卷二三二頁。
- (699) 「同右」一一卷二三二頁。
- (700) 「同右」二卷一四七—一四八頁。
- (701) 「同右」一一卷二二九—二三〇頁。
- (702) 梅村又次氏のご好意による。
- (703) 静岡県編「静岡県史」資料編近世五 五三七—五三九頁。
- (704) 静岡県小笠郡役所編「静岡県小笠郡誌」一四三頁。
- (705) 静岡県榛原郡役所編「静岡県榛原郡誌」下巻四六三頁。
- (706) 「静岡県史」資料編13近世五 五四—一五四二頁。相良町編「相良町史」資料編近世(一)四九八頁。
- (707) 「相良町史」資料編近世(一)六〇、六三頁。
- (708) 石井良助、服藤弘司編「時宜指令・三奉行伺附札 問答集2」四三七頁。
- (709) 「新訂寛政重修諸家譜」三巻八頁。
- (710) 相良横須賀街道のルートは宮脇俊三編「鉄道廢線跡を歩くII」一七四—一七五頁に、藤相鉄道が大正二年—昭和一五年に駿河岡部—藤枝新—相良—地頭方、中遠鉄道が大正三年—昭和二年に新袋井—新横須賀—新三俣に軽便鉄道を敷設、両社は昭和一八年に合併して静岡鉄道になり、同三年に地頭方—新三俣が連結した。同三九、四三、四五年に全線廢止されている。近世にも一定の経済的意味を持っていたのだろう。
- (711) 「静岡県小笠郡誌」一四—一四二頁。
- (712) 静岡県周智郡教育会編「静岡県周智郡誌」四六九頁。

- (713) 国文学研究資料館所蔵紙焼本。
- (714) 角川日本地名大辞典編纂委員会、竹内理三編「角川日本地名大辞典」23愛知県二九九頁。
- (715) 今井金吾編「道中記集成」二二卷三一九、四九一五五、二八三頁、住田正一編「海事史料叢書」八卷二一一—二二頁。
- (716) 「海事史料叢書」八卷七四頁。
- (717) 「相良町史」資料編近世(一)六〇五—六〇七頁。
- (718) 「同右」資料編近世(一)九五三、九六三頁。
- (719) 陸邦彦「天明年間の田沼派の勢力—田沼意次の幕閣支配について—」フォーラム人文(創価大学人文論集別冊)六号一六一—一八頁。
- (720) 「新訂寛政重修諸家譜」二二卷一三六—一三七頁。
- (721) 「同右」二二卷一三七頁。
- (722) 「同右」一〇卷三四三—三四四頁。
- (723) 「同右」一〇卷三四四頁。
- (724) 「同右」一八卷三六六頁。
- (725) 「同右」一八卷三六七—三六八頁。
- (726) 「同右」一八卷三六七—三六八頁。
- (727) 「同右」五卷一〇四—一〇五頁。
- (728) 「同右」五卷九二頁。
- (729) 「同右」五卷一〇五頁。
- (730) 「同右」三卷三三八—三三九頁。
- (731) 「同右」一四卷三三八頁。深井雅海著「徳川將軍政治権力の研究」二八四—二九五頁。
- (732) 日本随筆大成編輯部編「日本随筆大成」新装版第一期23一六七頁。
- (733) 新潟県編「新潟県史」資料篇9近世四二〇八頁。
- (734) 「新訂寛政重修諸家譜」一四卷三三八頁。
- (735) 「同右」一四卷三三九頁。
- (736) 「同右」六卷三四四—三四五頁。

- (737) 〔同右〕一二卷三二〇頁。
- (738) 〔同右〕六卷五九頁。
- (739) 〔同右〕一六卷三一九—三二〇頁。
- (740) 〔同右〕五卷三六〇—三六一頁。なお森山孝盛「自家年譜」安永九年九月二二日の条(国立公文書館内閣文庫「自家年譜(森山孝盛日記)」上《内閣文庫影印叢刊》一一三頁)、竹内誠、浅井潤子校註「森山孝盛日記」(代表原田伴彦編「日本都市生活史料集成」二卷二都編Ⅱ八三頁)参照。
- (741) 〔新訂寛政重修諸家譜〕五卷三六一頁。
- (742) 〔同右〕一五卷一五六頁。
- (743) 〔同右〕一八卷三六六—三六七頁。
- (744) 〔同右〕八卷一七五頁。
- (745) 〔自家年譜(森山孝盛日記)〕上一五四頁。「日本都市生活史料集成」二卷一一三頁。
- (746) 橋本博編「改訂増補大武鑑」中卷七一六頁。
- (747) 深井博海、藤實久美子編「江戸幕府大名武鑑編年集成」12二七〇頁。
- (748) 〔同右〕12四五—一頁。
- (749) 〔新訂寛政重修諸家譜〕四卷三八二頁。
- (750) 〔同右〕一八卷三六七頁。
- (751) 〔同右〕一八卷三六七頁。
- (752) 〔同右〕一〇卷一九九頁。
- (753) 〔同右〕五卷三六一頁。
- (754) 〔同右〕五卷一〇五頁。
- (755) 〔同右〕九卷三四六頁。
- (756) 〔同右〕一八卷三六八頁。
- (757) 〔同右〕四卷三二八頁。
- (758) 〔同右〕一六卷三九三頁。
- (759) 〔同右〕六卷三四七頁。

- (760) 「同右」五卷一七九頁。
- (761) 「自家年譜(森山孝盛日記)」上一八五頁。「日本都市生活史料集成」二卷二二六頁。
- (762) 秋元茂陽著「江戸大名墓総覧」一二四五—一二四七頁によると、田沼意次が中興開基として本郷逢来町に再興した勝林寺は明治四一年に区画整理のため東京都豊島区駒込に再移転しているが、田沼意知正室、松井康福女が歴代正室の合祀墓に「芳光院殿 蘭溪妙秀大姉」「芳 安永二年四月十二日 田沼山城守室」とある。
- (763) 林泰教著、棚橋宗馬翻刻「星月夜萬八実録」一一〇頁。
- (764) 「同右」一〇九頁。
- (765) 「新訂寛政重修諸家譜」一卷二七四頁。
- (766) 川原崎次郎編著「城下町相良区史」六五—七八頁。
- (767) 綾瀬市編「綾瀬市史」2資料編近世七九—八一頁。
- (768) 「綾瀬市史」6通史編中世・近世五六六—五六七頁。
- (769) 「綾瀬市史」2二〇三—二二二頁。「同上」6五七〇—五七五頁。寒川町編「寒川町史」2資料編近世(2)三八—四六頁。
- (770) 厚木市秘書部市史編さん室編「厚木市史」近世資料編(2)村落1六四—六五、六七頁。
- (771) 「同右」近世資料編(2)村落1七七七、七九三—七九九、八〇九、八一五—八一七頁。
- (772) 「綾瀬市史」6五六七頁。
- (773) 焼津市誌編纂委員会編「焼津市誌」上巻四二二頁。
- (770) 静岡県志太郡役所編「静岡県志太郡誌」上巻二二七、一三〇頁、「焼津市誌」上巻二〇四頁。
- (775) 「相良町史」資料編近世(一)五四七頁。
- (776) 「焼津市誌」上巻一九九—二〇〇頁。
- (777) 「静岡県志太郡誌」上巻二二九—二四二頁。
- (778) 「星月夜萬八実録」七四頁。
- (779) 滝本誠一編「日本経済叢書」一二巻五一五—五一六頁。神戸市役所編「再版神戸市史」資料一 四五四頁。
- (780) 魚澄惣五郎編「西宮市史」二巻五一—五四頁。武藤誠・有坂隆道編「西宮市史」四巻資料編1三〇四—三〇八頁。岡本静心編集代表「尼崎市史」二巻二七六—二八七頁。兵庫県史編纂専門委員会編「兵庫県史」四巻七五—七五八頁。「同上」史料編近世一 七七—八〇頁。

- (781) 島田市史編纂委員会編「島田市史」中巻五三八―五四六頁。「相良町史」資料編近世(一)五三三―五三八頁。
- (782) 藤原正人編「明治前期産業発達史資料」別冊(1)九二頁。
- (783) 「同右」別冊(2)三八頁。
- (784) 「相良町史」資料編近世(一)五四三―五四七頁。
- (785) 「静岡県榛原郡誌」下巻五二―六〇頁。
- (786) 「相良町史」資料編近世(一)八六一―〇二頁。
- (787) 「同右」資料編近世(一)五七―七三頁。
- (788) 「同右」資料編近世(一)三〇―三二頁。
- (789) 未確定だが略記すると次の通りである。村名(地名大辞典頁・地名大系頁)で示す。天明七年幕領以降の支配をみる。
- (A)については、(1)寛政七年一橋領、文政六年相良藩領は、相良町、同前浜町、福岡町(四四一・七五七―七五八)、波津村(七六四・七六〇)、男神村(二四三・七六七)、落居村(二五七・七六九)、西中村(七二九・七六五)、西山寺村(四三四・七六五―七六六)、海老江村庄屋方(一九一―一九二・七六二)、堀之内村(八六九・七六五)。(2)一橋領、伊勢国長島藩領は、海老江村百姓方(一九二・七六二)。(3)文政六年相良藩領は蛭ヶ谷村(八二四・七六八)、黒子村(三九四・七六七)、坂井村(四三七・七六四)、大磯村(二〇一・七六四)、堀切村(八六七・七六四―七六五)、女神村(九五三・七六七)、松本村(八九三・七六六)、大寄村(二三五・七六六)。(4)伊勢国長島藩領は、東萩間村(八〇二・七六九)、西萩間村(七三二・七六八)、永代七郎左衛門分(一八五・七七八)。(5)幕領・長島藩領(二給)は、地頭方村(四七六・七六九―七七〇)。(6)遠江国掛川藩領・三河国西尾藩領(二給)は、白井村(五二二・七六八)。(7)「地名大辞典」に項目なしは、法京村(七六四)、徳村(七六二)。(8)その他は、下庄内村(五〇二・七七四)は宝暦二二年から田沼領、文政一〇年に丹波国篠山藩領。朝生村(七二・七七七)は「三城発端記」は安永六年から田沼領としている。一橋領、文政一〇年篠山藩領。柿ヶ谷村(二六七・七七七)は安永六年から田沼領で、長島藩領。神之郷村百姓方(三三二・七八一)は幕領、ついで掛川藩領・長島藩領(二給)とのみ。上庄内村(三一六・七七八―七七九)は幕領のち旗本城氏領とのみ。上庄内下村は幕領、寛政六年一橋領、文政一〇年篠山藩領とのみ。永代村(一八五・七七四―七七五)は幕領のち長島藩領とのみ。
- (B)については、堀野新田村(八七一・七七〇―七七二)は宝暦八年幕領、同一二年旗本高木氏領とのみ。法土村(八六〇・七七七)は旗本北条氏領から三河国挙母藩領とのみ。大沼村(二二二・七七七)、大ヶ谷村(二〇五・七七七)は幕領から挙母藩とのみ。星久保村(八六三・七三三)は幕領から掛川藩領・旗本高木氏領(二給)とのみ。初倉村(七六六・七一八)は幕領か

ら宝暦一二年旗本大草氏領とのみ。

(C)については、(1)宝暦一二年以来田沼領は新庄村(五三二・七七〇)、菅ヶ谷村(五三九・七六五)、なお「三城発端上細記」は明和四年からとしている。道場村(六四七・七七四)、堀之内村(八六九・七六五)。(2)明和四年からは、鬼女新田村(三五八・七六一)。(3)安永六・七年からは、色尾村(一四九・七一八)、青池村(四七・七七五)、四之宮村(四八〇・七七五)、下吉田村東組(五一四・七八二―七八三)、青柳村(五三・七八四)、上新田村(三二七・六六三)、上小杉村(三二二・六六六)、下小杉村(四九九―五〇〇、六六六)。(4)天明元年からは、下吉田村全村(五一四・七八二―七八三)。(5)天明五年からは、南原村(九二八・八一六)。(6)不明分で(イ)宝永七年以来相良藩領とあるのは、園村(五六九・七六一)、和田村(一〇三二・七六八)、東中村(八〇二・七六四)、川崎町(三三八・七七二―七七三)。(ロ)延享三年以来は、柏原村(二八二・七七三―七七四)。(ハ)宝暦八年以来は平田村(八二〇・七六三)、笠名村(二七六・七七〇)。(ニ)その他は中村(六七二・七七六―七七七)、これは全村でなく三給中の一給分と考えられる。源十新田(四〇二・七七三)、道上四ノ宮村(九一四・七七六)、拾石島新田(四七六・七七五―七七六)、住吉新田(五四六・七八三)、上吉田村(三二八・七一九―七二〇)、九左衛門新田(三九三・七八四)。

(6)不明分をその後の支配関係から強いて推測すれば、宝暦一二年か明和四年以来田沼領が平田村、笠名村、園村、和田村、東中村。宝暦一二年又は安永六年が中西村。安永六年が源十新田、拾石島新田である。他は不明である。

(D)については、植松村(一五九・七七四)は宝暦一二年からである。

(E)については、柏原町、徳松村は「地名大辞典」に項目がない。

(79) 村名(地名大辞典頁・地名大系頁)は次の通りである。上比木村(三三三・八一七)、南比木村(九二八・八一六)、比木村(八〇八・八一六―八一七)、下比木村(五〇九・八一七)、上朝比奈村(三〇二・八一七)、新野村(七一六・八一八)、高橋村(五八三・八一九)、河東村(二八九・八一九)、赤土村(五六・八二一―八二二)、古谷村(八五五・八二〇)、川上村(三三七・八二〇)、目木村(九五五・八二二)、猿渡村(四五七・八二二)、棚草村(六〇四・八二二)、下内田村(四九三・八三三―八三四)、中方村(七〇五・八四〇)、神尾村(三〇六・七九四)、留田村(六六一・八三〇)、吉沢村(一〇〇四・八二九)、丹野村(六一二・八二〇)、沢水加村(四五四・八二九)。

(79) 西方村(七三二・八三二)、加茂村(三三九・八三二―八三三)、本庄村(八七五・八二八)、上平川村(三三三―三三四・八二二)は「地名大辞典」22に相良藩関係記事はない。

(79) なお小笠町誌編集委員会編「小笠町誌」一二二頁は朝比奈村、比木村、新野村(三給)を田沼領としている。山田となっているが、山内と考え訂正した。

- (793) 豊橋市史編集委員会編「豊橋市史」二巻 表三 豊橋市域領主支配変遷表、一六四—一六五頁。
- (794) 豊川市史編集委員会編「豊川市史」二四五、二五四頁。
- (795) 小坂井町誌編集委員会編「小坂井町誌」二二二頁。
- (796) 御津町町史編集委員会編「御津町史」(本文編) 一七四頁。
- (797) 蒲郡市誌編集委員会編「蒲郡市誌」(本文編) 二五〇、三九一—三九四頁。
- (798) 音羽町誌編集委員会編「音羽町誌」一一〇—一一二頁。
- (799) 村名(地名大辞典頁・地名大系頁)は、国府村(五三二・一〇二九)、灰野村(一〇五六・一〇一六)、金割村(三九二・一〇一六)、森村(一三三六・一〇二九)、下佐脇村(六六一・一〇一八)、上佐脇村(四一〇・一〇一八)、萩村(一〇五七・一〇〇七)、瓜郷村(三三七・一〇七四)、下五井村(六六〇・一〇七四—一〇七五)、御馬村(三三三・一〇一七)、大塚村(二七八・一〇一七)、伊奈村(二六八・一〇一四)、日色野村(二二二・一〇七五)、前芝村(二二二・一〇七五)、青木新田(六九・一〇七五)、山内新田(二二六九・一〇七六)、平田村(二二四・一〇三四)、為當村(八一六・一〇三〇)、梅藪村(三三五・一〇七六)。なお金割村、下佐脇村、上佐脇村、御馬村は「御津町史」による。伊奈村は「小坂井町誌」による。萩村は「地名大辞典」の年代は異なる。下五位村、青木新田、山内新田は「地名大系」にない。為當村は「豊川市史」二四五頁のNo. 195「豊川市における近世所領関係」では全部吉田藩領である。
- (800) 「相良町史」資料編近世(一)五九頁。「音羽町誌」一一〇—一一二頁参照。
- (801) 「蒲郡市誌」(本文編) 三九頁。
- (802) 「御津町史」(本文編) 一七六頁。
- (803) 曲淵景衡は「新訂寛政重修諸家譜」三巻三三九頁。問部詮之は「同上」二二巻六六—六七頁。問部詮衡は「同上」二二巻六七—六八頁。村上正邦は「同上」二二巻七一頁。村上正直は「同上」二二巻七二頁。
- (804) 「同右」二二巻六三—六四頁。
- (805) 甲府市市史編集委員会編「甲府市史」史料編二巻近世I七一、七三頁。
- (806) 「近世三河地方文献集」一三〇—一三二頁。
- (807) 大浜村(二八九・六三三—六三四)。
- (808) 鷺塚村(一四二四・六三九—六四〇)。
- (809) 碧南市史編集委員会編「碧南市史」一巻三四—三六頁。

- (810) 平坂村(二一九一・六八〇―六八一)。
- (811) 青山善太郎編「西尾町史」上巻四五三頁。
- (812) 西尾市史編纂委員会編「西尾市史」三巻一〇九九―一一〇〇頁。
- (813) 竹谷村(七九七・一〇三七)。
- (814) 竹本正綱は「新訂寛政重修諸家譜」一五巻二五八頁。富松重基は「同上」一八巻四〇〇頁。林重好は「同上」一九巻三三三頁。桑島政周は「同上」二二巻一五四頁。「蒲郡市誌」二四六―二五七頁。
- (815) 長嶺村(九五七・七〇五)。
- (816) 渥美町史編纂委員会編「渥美町史」歴史編上巻三〇八頁。
- (817) 愛知県渥美郡役所著「渥美郡史」三三六―三三七頁。
- (818) 「豊橋市史」二巻一六四―一六五頁。
- (819) 寺沢村(八五七・一〇六二)、小島村(五五五・一〇六一)、八王子村(一〇七五・一〇九四)、村松村(二三三・一〇九四)、馬伏村(一〇九〇・一〇九四)、保美村(二二五・一〇九六)、小塩津村(五五四・一〇九二)、石神村(二三八・一〇九五)、伊良湖村(一九四・一〇九三)、江比間村(二四七・一〇九四)、宇津江村(相給、二三六・一〇九四)、東堀切村(二二二・記ナシ)、東七根村(二二七・一〇六二)、西伊古部村(二三六・一〇六三)。
- (820) 阪南町史編纂委員会編「阪南町史」上巻三五七―三六八、四〇三―四〇六頁。
- (821) 磯之上村(一四一・一四三七―一四三八)。
- (822) 「阪南町史」上巻三五七―三六八、四〇三―四〇六頁。
- (823) 泉南市史編纂委員会編「泉南市史」通史編二四二―二四三頁。
- (824) 兎田村(一四一・一四三七―一四三八)、別所村(二〇九〇・一五二九)、新家村(六三三・一五二八)、吉見村(二二五五―一二五六・一五〇三―一五〇四)、中小路村(八八六・一五二三)、男里村(二七一・一五三三―一五三四)、尾崎村(二六五・五〇六)、新村(六二九・一五〇七)、波有手村(九六三・一五〇七―一五二〇)、下出村(五九二・一五二二)、黒田村(四四九・一五二二)、中村(八二七・一五二―一五二二)、石田村(二二七・一五二二)、自然田村(五七八・一五二〇―一五二二)。
- (825) 「星月夜萬八実録」七四頁。
- (826) 稲田村(二五一・九二九―九八〇)、中新田(八五八・九七八)、川俣村(三五五・九八〇)。
- (827) 枚岡市史編纂委員会編「枚岡市史」一巻本編五〇四―五〇五頁。

- (828) 池島村 (一一三・九六六―九六七)、六万寿村 (二二六六・九六五)、中新開村 (八五八・九六八)。
- (829) 内閣官報局編「明治三年 法令全書」四六六―四七二頁。
- (830) 梅村又次、中村隆英編「松方財政と殖産興業政策」六四―六五頁。
- (831) 「角川日本地名大辞典」22二七三頁。
- (832) 「静岡県磐田郡誌」四三、一〇八―一一〇頁。
- (833) 新居町史編さん委員会編「新居町史」一卷通史編上六九二―六九八頁。
- (834) 「大日本近世史料 柳宮補任」九頁。
- (835) 松平定信著、松平定光校訂「宇下人言・修業録」(岩波文庫)、八、六七、七〇頁。
- (836) 「角川日本地名大辞典」22四八七頁。
- (837) 本多丹弥編「静岡県安倍郡清水町沿革誌」三八、二八二―二八三頁。
- (838) 「静岡県榛原郡誌」下巻四六九―四七〇頁。
- (839) 「沼津市誌」上巻四五六―四七〇頁。
- (840) 静岡村 (「角川日本地名大辞典」22四六九頁) は志下村 (同上) 22四六六頁、馬込村 (同上) 22八八五頁、獅子浜村 (同上) 22四六八頁、江浦村 (同上) 22二九〇頁、多比村 (同上) 22六〇六頁、口野村 (同上) 22三八〇頁) が合併したものである。全て幕領のち沼津藩領である。
- (841) 静岡県駿東郡役所編「静岡県駿東郡誌」一二三二頁。静岡地区連合自治会発行「静岡村誌」三二頁。
- (842) 「角川日本地名大辞典」22九一九頁。
- (843) 「同右」22七二九頁。
- (844) 「同右」22八八九頁。
- (845) 「同右」22五〇三頁。
- (846) 児玉幸多校訂「近世交通史料集」四巻二五、六四、八一、八二、九三、九四、一一四、一二六、一二八、一二九、一四五、一四七、一六六、一八〇、一八一、一九六、一九八、二二〇、二二一、二二三、二三四、二五七、二五八、二七三、二七四、二八七、二八八、二九九、三〇二、三二七、三四六、三五四、三六二、三六八、三八四、三八五、四〇〇、四〇二、四〇九、四三〇、四三三、四五二、四五三、四七八、四八〇、四九三、五三一、五三四、五六六、五六七、五六九、五七九、五八八、五九三、六〇一、六〇二、六一六、六一七、六三五、六三九、六四七、六五九、六六〇、六七二、六七三、六九三、六九六―六九七、七一

二、七二三、七二七、七二八、七四三、七四四、七六五、七七〇、七八五、七九〇、七九八、七九九、八〇九、八一〇、八二一、八三二、八三四、八三五、八四五、八六二、八六三、八六四、八七九、八八〇、九〇一、九〇二、九二五、九二六、九四五、九五二、九五五、九七七、九八二、九九六、九九七、一〇一六、一〇一九、一〇二四頁。

(847) 富士市史編纂委員会編「吉原市史」上巻一〇六一—一〇六四頁。

(848) 「静岡県史」資料編13近世五 九二九—九三〇頁。「角川日本地名大辞典」22四五五頁。「静岡県の地名」日本歴史地名大系22 四二二—四二三頁。

(849) 「静岡県史」通史編3近世一 八〇六—八〇七頁。

(850) 「同右」通史編3近世一 八〇八—八〇九頁。「角川日本地名大辞典」22八三〇頁。

(851) 「静岡県史」通史編3近世一 二八四—二八六、八〇三—八〇五頁。「角川日本地名大辞典」22二七三頁。

(852) 「静岡県史」通史編3近世一 二八八—二九一頁。

(853) 「角川日本地名大辞典」22八七八頁。

(854) 「御馬町史」本文編二二五—二二八頁参照。なお御馬と江戸との関係は「同書」三七〇—三七二頁によると俳諧面での御馬社中と江戸雪門との関係によっても示されている。

(855) 「西尾市史」近世下三 一〇九三—一〇四四頁。

(856) 「新訂寛政重修諸家譜」一卷六一—六二頁。なお「同書」一卷五九—六一頁によると父乗昌は享保八年—延享二年に老中である。

(857) 「大日本近世史料 柳営補任二」五七頁。「同上」五—三七頁。

(858) 「新訂寛政重修諸家譜」一卷六一—六三頁。

(859) 「角川日本地名大辞典」23一〇五頁。

(860) 「同右」24四五七頁。

(861) 「同右」24一〇七頁。四日市市編「四日市市史」一〇巻史料編近世Ⅲ四三九—四六五頁参照。

(862) 「角川日本地名大辞典」24四一三、七九九頁。

(863) 「新訂寛政重修諸家譜」三巻八頁。

(864) 「角川日本地名大辞典」24五九六—五九七頁。鈴鹿市教育委員会編「鈴鹿市史」二巻五九二—五九四、六〇三頁参照。

(865) 斎藤阿具訳註「ツーフ日本回想録・フィッセル参府紀行」(異国叢書)二七頁。なお三七—三八頁には幕臣の勤務について

「彼等は上官の命令又は皇帝の爲には、如何なる任務も、全然盲目的服従を以て之を遂行す。下僚は其の命令を審査又は批判することを許されず、否厭に之を遵奉するを以て其の最大なる榮譽となせり。之につきては彼等の胸中の苦悶は他の人々によりて能く記述せられ、最も確実に証明せられたり」としている。

- (866) 沼津市史編纂委員会・沼津市教育委員会編「沼津市史」史料編近世Ⅰ五五頁。
- (867) 「宇下人言・修行録」(岩波文庫) 七一―七二頁。
- (868) 山室信一・中野目徹校注「明六雜誌」(岩波文庫) (上) 三〇四―三〇五頁。
- (869) 柚木學著「近世海運史の研究」一六七―一七〇、二六七―二七一頁。
- (870) 大蔵省編「日本財政經濟史料」一卷三九二頁。
- (871) 「海軍史料叢書」一卷三〇六―三〇八頁。
- (872) 森銃三、野間光辰、中村幸彦、朝倉治彦編、安藤菊二責任編集「隨筆百花苑」九卷五〇頁。
- (873) 「海軍史料叢書」一卷三三三―三三五頁。
- (874) 「同右」一卷三二五頁。
- (875) 「同右」一卷三二六―三二八頁。
- (876) 京北市史編さん委員会編「京北市史」通史上巻九六六―九六八頁。「同上」資料編近世Ⅱ一七三―一七五、四〇五―四〇七頁。
- (877) 「静岡県安倍郡清水町沿革誌」二七九―二八〇頁。
- (878) 渡辺久雄著「忘れられた日本史」創元新書7一四八―一六七頁。
- (879) 「徳川將軍政治権力の研究」四二五頁。深井雅海著「江戸城御庭番」(中公新書) 九九―一〇二頁。
- (880) 越後国頸城郡高田藩「榊原文書」(上越市史編さん委員会編「上越市史」別編6藩政資料一 一四八―一六七頁)の寛政元年西九月写「新版江戸下り千代か里」には、「夫レ合於江戸エ出掛けて田沼御老中エ取込を金の御無心、おかねが下リルト殿様御位 御上り被成、夫ら略式五万石とハいやはやとふ事やら」、中老鈴木半兵衛、同中根善右衛門らについて「半兵衛と武太夫長野に清助四人君のたくミで、殿様御米ハ付たり、家中町在隣国まわりを米之売買あるふ事かや、今町沖にハ 殿様御舟と言立、米之うりかひ段々にもふけて」とある。松永靖夫「解説」によると幕府から拜借金一万兩、軍役を一五万石から一〇万石に軽減して貰い、田沼政権に取り入り、米の売買にも手を出している。この時期他の藩でも米売買の可能性があるだろう。
- (881) 「星月代萬八実録」七三頁。
- (882) 「相良町史」資料編近世(一)五〇頁。

- (883) 辻善之助著「日本文化史」別録四 三三―三四頁。同上著「田沼時代」(岩波文庫)二五―二七頁。
- (884) 津田秀夫著「新版封建經濟政策の展開と市場構造」四〇、一四〇、三〇六―三〇七頁。